

吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割会社／会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

(吸収分割承継会社／会社法第 794 条 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2026 年 7 月 10 日

サワイグループホールディングス株式会社

沢井製薬株式会社

2026 年 7 月 10 日

吸収分割に係る事前開示事項

(吸収分割会社) 大阪市淀川区宮原五丁目 2 番 30 号

サワイグループホールディングス株式会社

代表取締役社長 澤井 光郎

(吸収分割承継会社) 大阪市淀川区宮原五丁目 2 番 30 号

沢井製菓株式会社

代表取締役社長 中手 利臣

サワイグループホールディングス株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び沢井製菓株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2026 年 9 月 1 日を効力発生日（予定）として、吸収分割会社の非アルコール性脂肪肝炎（NASH※）治療アプリ事業に関して有する権利義務を会社分割の方法により、吸収分割会社の完全子会社である吸収分割承継会社が承継すること（以下「本会社分割」といいます。）をそれぞれの取締役会で決議いたしました。

本会社分割に関する、吸収分割会社に係る会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示事項、並びに、吸収分割承継会社に係る会社法第 794 条 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前開示事項は下記のとおりです。

※NASH: Non-Alcoholic Steatohepatitis / 「MASLD 診療ガイドライン 2026」等において MASH（代謝機能障害関連脂肪肝炎）へと呼称変更されておりますが、治験実施計画書等の表記に基づき「NASH」と記載しております。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項、第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施

行規則第 183 条第 1 号、第 192 条第 1 号)

本会社分割は、完全親子会社関係にある吸収分割会社と吸収分割承継会社との間で行われる会社分割であるため、本会社分割に際して株式の割当てその他対価の交付はありません。

3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号、第 192 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 758 条第 5 号・第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号、第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号、第 192 条第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号、第 192 条第 6 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号、第 192 条第 7 号）

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

本会社分割後の吸収分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、また収益見込みについても吸収分割会社が履行すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本会社分割の効力発生日以降において、吸収分割会社が履行すべき債務について、その履行の見込みに問題がないものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みについて

本会社分割後の吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、また収益見込みについても吸収分割承継会社が履行すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本会社分割の効力発生日以降において、吸収分割承継会社が履行すべき債務について、その履行の見込みに問題がないものと判断しております。

以上

会社分割契約書

サワイグループホールディングス株式会社（以下「甲」という）と沢井製薬株式会社（以下「乙」という）は、以下のとおり会社分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、以下の甲の事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務を乙に承継させる目的で吸収分割（以下「本件吸収分割」という）を行う。

非アルコール性脂肪肝炎（NASH）の治療にかかるデジタル医療機器事業

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下の通りである。

（1）甲（吸収分割会社）

商号：サワイグループホールディングス株式会社

住所：大阪市淀川区宮原五丁目2番30号

（2）乙（吸収分割承継会社）

商号：沢井製薬株式会社

住所：大阪市淀川区宮原五丁目2番30号

第3条（承継する資産・債務・契約その他の権利義務）

本件吸収分割に際し、乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、乙は、甲とその従業員との間の雇用契約を承継しない。

2 本件吸収分割に伴う乙による甲の債務の承継は、併存的債務引受の方法による。

第4条（対価）

乙は、甲に対し、本件吸収分割に際して乙の株式、金銭その他の対価等の交付は行わない。

第5条（効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日は、2026年9月1日とする。但し、法令等の定め、その他手続進行上やむを得ない事情がある場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（資本金及び準備金に関する事項）

本件吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額はいずれも変動しない。

第7条（分割承認決議）

甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、それぞれ本契約について株主総会の承認を得ないで本件吸収分割を行う。

第8条（善管注意義務、財産管理）

甲は、本契約締結日から効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって本件事業に係る業務執行及び財産管理を行う。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、本件事業に関して重大な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件吸収分割の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議の上、本件吸収分割の条件その他の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、甲乙双方誠実に協議の上、決定するものとする。

本契約成立を証するため、本電子契約書ファイルを作成し、甲乙双方が電子署名を行う。
なお、本契約においては、電磁的記録である本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2026年6月26日

甲 大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
サワイグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 澤井 光郎

乙 大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
沢井製薬株式会社
代表取締役社長 中手 利臣

別紙

承継対象権利義務明細表

本件吸収分割により乙が甲から承継する権利義務は、次の資産、債務及び契約（但し、雇用契約を除く。）並びにこれらに関する権利義務とする。但し、甲及び乙は、協議の上、本件吸収分割の効力発生日の前日までに合意することにより、これらの権利義務を加除することができる。

（１）承継する資産

本件吸収分割の効力発生日の前日の終了時において存在する、本件事業に関する一切の資産

（２）承継する債務

本件吸収分割の効力発生日の前日の終了時において存在する、本件事業に関する一切の負債

（３）承継する契約その他の権利義務

甲を当事者として締結された本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれに関連する一切の権利義務

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の事業報告に関するハイライトをお知らせいたします。当社グループは、中期経営計画「Beyond 2027」の下、業界全体の供給不安や環境変化に的確に対応し、「着実な成長」と「ビジネス持続性の確立」に取り組んでおります。

【業績ハイライト】

当社グループにおける当期の売上収益は201,676百万円（前期比6.7%増）、営業利益は15,894百万円（前期比292.5%増）、コア営業利益（参考値）は24,778百万円（前期比3.6%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は10,438百万円（前期比12.8%減）となりました。

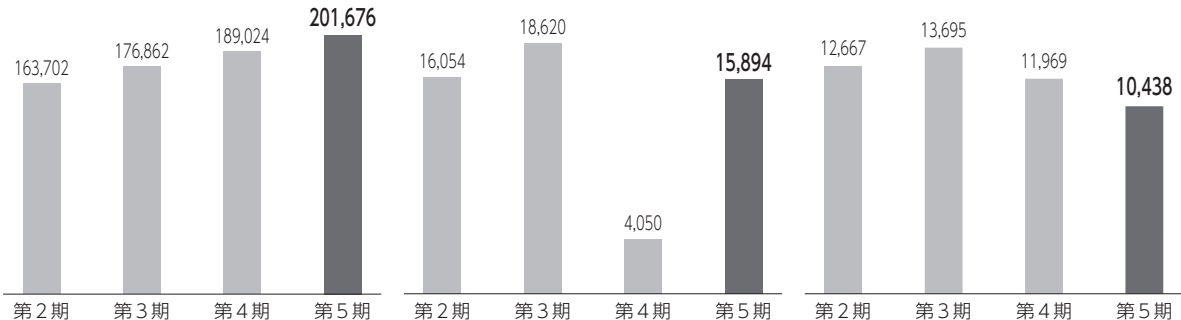
○売上の増減要因: ジェネリック医薬品の継続的な需要拡大や当期発売の新製品の順調な立ち上げに加え、原価高騰に伴う影響分について低薬価品を中心に適切な価格として反映した結果、増収となりました。

○利益の増減要因: 原材料・エネルギー価格の高騰に加え、品質強化や安定供給体制の構築に向けた先行費用が発生したものの、各事業の伸展による増収効果と継続的な生産効率の改善によってこれらを吸収した結果、増益となりました。

● 売上収益 (百万円)

● 営業利益 (百万円)

● 親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)



【経営環境と品質管理体制の強化】

ジェネリック医薬品の数量シェアが88.8%（2025年9月速報値）に達し、政府による業界再編や安定供給への要請が高まる中、当社は中計「Beyond 2027」の下、「信頼回復と品質管理強化」を最重要課題としております。

2023年12月に発生した沢井製薬株式会社（以下「沢井製薬」）九州工場での行政処分については、その原因となった人的要因（モニタリング軽視、上司への服従、GMP理解不足）及び物的要因（監督体制不備、記録管理の不十分さ、人員不足・業務過多）を厳粛に受け止めております。現在、沢井製薬社長直轄の「企業風土改革プロジェクト」による体制刷新や全従業員への再教育を通じ、グループ一丸となって再発防止に取り組んでおります。

また、これとは別に品質管理を一層強化する取り組みとして、発がん性物質の分析に特化した「神戸分析研究センター」（2024年12月開設）にて試験法開発等を行うとともに、社内外への技術移転を進めていく予定です。

【生産・供給体制の拡充と業界連携】

年間250億錠の生産体制構築に向け、沢井製薬の既存6工場の効率向上に加え、第二九州工場新棟（2024年7月竣工）やトラストファーマテック株式会社での受託製造、清間第二・第三工場での増産投資（25億錠）を進めております。さらに、他社と共同で製造トラブルを回避する打錠部品を開発したほか、東西の第2物流センターの活用で供給体制を強化いたしました。また、日医工株式会社と品目統合等の協業に合意（2025年9月）し、業界全体の安定供給体制構築に努めております。

【販売と製品開発の推進】

原価高騰分の価格反映と並行し、エーザイ株式会社からの「ワーファリン」事業承継契約（2025年3月）による循環器領域の事業基盤強化や、『ダパグリフロジン錠』『ラコサミド錠・ドライシロップ』等を含む5成分9品目の発売（2025年12月）によりラインアップを拡充いたしました。製品開発では、飲み心地や製造効率の向上等をもたらす沢井製薬独自の付加価値製剤技術「SAWAI HARMOTECH®」（5つの技術カテゴリー）の展開に加え、包装材料へのメカニカルリサイクルPETフィルム導入など、環境に配慮した取り組みを進めております。

【デジタルヘルスケア・医療機器事業の本格化】

FrontAct株式会社（2025年6月完全子会社化）を通じ、同年10月に東京都、都内4区市及び東京健康長寿医療センターとフレイル予防・健康づくりの充実・改善に向け「アプリを活用した高齢者の健康づくり推進事業」の連携協定を締結いたしました。また、治療アプリ（DTx）領域における株式会社CureAppとの提携によるNASH・アルコール依存症向けアプリの提供（2025年9月販売開始）や、医療機器領域では片頭痛治療に用いる非侵襲型ニューロモデュレーション機器「レリビオン®」（2023年12月承認）を中心とした取り組みを進めております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は18,533百万円であり、沢井製薬の全国6工場、トラストファーマテックの2工場における生産設備の増強、並びに研究開発関係の設備増強を行っております。また、さらなる生産体制強化のため、沢井製薬第二九州工場にて前連結会計年度に竣工した新固形剤棟において、生産能力の増強を行っており、トラストファーマテックの清間工場においても生産能力増強のための設備投資を進めております。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、沢井製薬第二九州工場の新固形剤棟建設資金を用途として、2025年12月に普通社債7,500百万円の発行と、金融機関から3,000百万円の借入を行いました。また、訴訟に関する損害賠償金支払い資金として、金融機関から17,500百万円を借入を行いました。

また、今後の経営環境の変化に柔軟に対応するため、安定的かつ機動的な資金調達枠を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的として取引銀行5行との間に2027年3月を期限とする16,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度期末において、貸出コミットメントラインに係る借入金残高はありません。

(4) 対処すべき課題

① 当社グループの現状認識

日本の医薬品市場を取り巻く環境としては、1961年に実現された国民皆保険制度の恩恵を受け、日本は世界最高水準の長寿社会を実現してきました。その反面、医療費をはじめとする社会保障費用は、年々増加の一途を辿っているため、少子高齢化も相まって現役世代の負担がますます重くなり、一定の自己負担で高水準の医療を受けられる仕組みの維持が困難になりつつあります。

このような状況の中で、医療の質を落とすことなく、医療の効率化（医療費の削減）が推進されてきたと同時に、一部のジェネリック医薬品企業における相次ぐ薬機法違反により、ジェネリック医薬品産業が抱える問題が浮き彫りとなり、医薬品不足が発生しております。こうした問題に対処すべく、近年では様々な施策が進められてまいりました。

政府は、2021年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太方針）において、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取り組みを進めるとともに、後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする」としました。その後、長期収載品の「選定療養」制度導入により、さらなるジェネリック医薬品の利用促進を図る一方で、現在発生している医薬品の供給不足を解消し、ジェネリック医薬品産業を持続的なものとするために、業界の理想的な姿を見据え、業界再編も視野に入れた構造改革が促進されております。また薬価制度においても、不採算品に対する薬価の下支えや、ジェネリック医薬品企業への政府による評価制度の導入、オーソライズドジェネリック医薬品の薬価ルールの変更等、様々な施策が推し進められております。

上記のような政府の取り組みにより、ジェネリック医薬品の数量シェアは2025年9月の政府の薬価調査（速報値）では88.8%まで上昇した一方で、医薬品不足は未だに解消しておらず、市場の混乱は続いております。引き続き、ジェネリック医薬品が担う責任と重要性が引き続き高まっている中、グループの中核会社である沢井製薬の九州工場で製造するテブレノンカプセル50mg「サワイ」の安定性モニタリングの溶出試験において、不適切な試験が継続的に行われていたことが判明し、沢井製薬が2023年12月に厚生労働省、大阪府及び福岡県から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」違反を理由とする行政処分を受けました。本行政処分に対する再発防止策に取り組み、当社製品の品質に対する信頼性を確保するとともに、安定供給体制を構築していくことが、当社グループとして果たすべき社会的責任であると認識しております。

このような経営環境の中で当社グループは、ジェネリック医薬品業界のリーディング・カンパニーとして、いち早く新しいジェネリック医薬品を開発・上市するとともに、品質・安定供給・情報提供においてトップレベルの水準を維持し続けることにより、ブランド価値を高め、競争に打ち勝つことが、持続的に成長していくために不可欠との判断の下、その達成のために次の②にあげた7点が最重要課題であると認識しております。

② 当面の対処すべき課題及び具体的取り組み状況等

[1]信頼性の向上

ジェネリック医薬品の品質を確保し、信頼性を向上させていくことが、医薬品メーカーとしての当社グループの責務です。こうした中、沢井製薬の九州工場で不適切な試験が継続して実施されてきた原因を踏まえ、再発防止策として、①沢井製薬社長直轄の企業風土改革プロジェクトの実施、②既存上市品の製造面及び品質面での再評価とその対策実施、③全従業員に対する製造管理・品質管理基準（以下、「GMP」という。）教育の再実施や、管理職・監督職の責任の明確化、工場の品質管理部門、品質保証部門への社内外からの人材確保推進などの沢井製薬生産本部における再発防止策の実施を掲げ、すでに取り組みを開始しており、グループ一丸となって継続して取り組むことで、信頼性の回復と向上に努めてまいります。

[2] 安定供給の維持・確保

治療を必要とする患者さんの元に高品質な医薬品を安定的に供給することは、医薬品メーカーにとって最も重要な使命の一つです。生産設備の拡充による生産能力の増強をはじめとし、世界中から高品質で適切な原材料を確保し、適宜適切かつ継続的な設備投資、厳格な基準による製造管理・品質管理を行うとともに、的確な需要予測と適正在庫の確保を行うことを通じて、安定供給の維持・確保を図り、ジェネリック医薬品の需要増に対応してまいります。また、災害時にも安定供給を維持できるよう策定したBCP（事業継続計画）に基づき、原材料の複数ソース化、生産機械の共通化、代替要員の確保、人材の多能職化並びに工場間の人財交流及び技術の標準化等に取り組んでまいります。

[3] 高付加価値ジェネリック医薬品のいち早い開発と確実な上市

競合が多いジェネリック医薬品業界において競争に打ち勝つためには、市場環境、患者さんや医療従事者のニーズに応えた他社品目との差別化が重要であり、また、一番手で上市することがジェネリック医薬品として患者さんのニーズに応えることにもなります。特許・技術・コスト・効率化等の諸課題に挑戦し、高付加価値ジェネリック医薬品の確実な一番手上市を目指してまいります。

[4] 情報提供の充実

医薬品は、正確な情報を伴ってはじめて患者さんの治療目的が達成されるものであります。MRの活動のみならず、ウェブやコールセンター等のマルチチャネルを効率的に活用し、情報提供力の充実・強化を図ります。正確な効能・効果、用法・用量、副作用、品質や付加価値といった医薬品情報のほか有用な情報を医療関係者に迅速かつ確実に提供し、顧客満足度の向上に努めてまいります。

[5] マーケティング機能の充実

競争優位を確立するためには、マーケット分析に基づいた的確な開発品目の選定、ターゲティングの明確化によるMRの生産性の向上が不可欠であります。マーケティング機能の充実と薬価制度改革や医療政策の変化等に伴う競争環境の変化を踏まえた営業戦略の見直しを図ってまいります。

[6] 企業体質・経営管理の強化

沢井製薬が行政処分を受けた不適切な試験の背景として①安定性モニタリングを軽視する風潮の蔓延、②上司の指示に疑問を持たずに従う傾向、③試験関与者のGMPに対する理解の欠如といったコンプライアンス体制、意識に関連する事象が挙げられており、企業理念の浸透、コンプライアンス委員会の活動強化、リスク管理の充実、内部統制の整備・拡充といったコーポレート・ガバナンスの強化とSDGsに沿った取り組みによって企業体質の改善、強化を図ってまいります。また、環境変化に的確に対応できるよう意思決定や事業展開のスピードを追求するとともに、コスト削減等による徹底したコスト競争力の強化や業務の効率化、業容拡大に伴う経営基盤の整備・強化、会社の成長を支える人財の育成、ダイバーシティへの取り組みといった企業体質及び経営管理の強化に取り組んでまいります。

[7] 新規事業基盤の構築・強化

当社グループが中長期ビジョンの達成を目指すにあたり、また、将来にわたって持続的成長を遂げていくためには、既存のジェネリック医薬品事業以外の新規領域への展開を図っていく必要があります。併せて、ジェネリック医薬品事業の周辺ヘルスケア分野への新たな展開に向け、事業分野調査をはじめとした新たな事業分野の開拓、展開に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第2期	第3期	第4期	第5期 (当連結会計年度)
	2022 年 4 月 1 日～ 2023 年 3 月 31 日	2023 年 4 月 1 日～ 2024 年 3 月 31 日	2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日	2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日
売 上 収 益 (百 万 円)	163,702	176,862	189,024	201,676
営 業 利 益 (百 万 円)	16,054	18,620	4,050	15,894
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百 万 円)	12,667	13,695	11,969	10,438
基 本 的 1 株 当 た り 当 期 利 益 (円)	96.42	104.22	96.54	90.39
総 資 産 (百 万 円)	364,165	382,024	354,623	359,919
親会社の所有者に 帰 属 す る 持 分 (百 万 円)	201,643	212,662	173,854	178,556
1 株 当 た り 親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分 (円)	1,534.89	1,618.32	1,505.86	1,546.13

- (注) 1. IFRSに準拠した用語により表示しております。IFRSに準拠した用語について、日本基準による用語では、「売上収益」は「売上高」、「親会社の所有者に帰属する当期利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」、「基本的1株当たり当期利益」は「1株当たり当期純利益」、「親会社の所有者に帰属する持分」は「純資産」、「1株当たり親会社所有者帰属持分」は「1株当たり純資産」となります。
2. 第3期において、米国事業を非継続事業に分類しております。これにより、売上収益、営業利益は非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しております。なお、第2期についても同様に組み替えて表示しております。
3. 当社は2024年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
(国 内)			
沢 井 製 薬 株 式 会 社	41,219百万円	100%	医薬品製造販売業
メディサ新薬株式会社	91百万円	100%	医薬品販売業
化 研 生 薬 株 式 会 社	52百万円	100%	医薬品製造販売業
トラストファーマテック 株 式 会 社	101百万円	100%	医薬品製造販売業
FrontAct 株 式 会 社	100百万円	100%	医療機器製造販売業等

③ 特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
沢井製薬株式会社	大阪市淀川区宮原五丁目2番30号	119,839百万円	266,013百万円

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

医療用医薬品の製造・販売を行う国内外の子会社の株式若しくは持分の保有、当該会社の事業活動の管理及び経営支援並びに指導

(8) 主要な事業所（2026年3月31日現在）

会社名	区分	拠点
サワイグループホールディングス株式会社	本社	本社（大阪市淀川区）
沢井製薬株式会社	本社	本社（大阪市淀川区）
	工場	鹿島（茨城県神栖市）、関東（千葉県茂原市）、三田（兵庫県三田市）、三田西（兵庫県三田市）、九州（福岡県飯塚市）、第二九州（福岡県飯塚市）
	支店	札幌（札幌市中央区）、仙台（仙台市宮城野区）、北関東（群馬県高崎市）、東京第一（東京都中央区）、東京第二（さいたま市中央区）、名古屋（名古屋市中区）、大阪（大阪市旭区）、広島（広島市中区）、福岡（福岡市博多区）
	営業所	東京西（東京都立川市）、横浜（横浜市港北区）、千葉（千葉市美浜区）、静岡（静岡市葵区）、京都（京都市南区）、神戸（神戸市中央区）、岡山（岡山市北区）、熊本（熊本市中央区）
	研究開発	研究所（大阪市淀川区）、開発センター（大阪府吹田市）
メディサ新薬株式会社	本社	本社（大阪市淀川区）
化研生薬株式会社	本社	本社（東京都中野区）
	工場	八郷（茨城県石岡市）
トラストファーマテック株式会社	本社	本社（福井県あわら市）
	工場	矢地第一（福井県あわら市）、清間第一（福井県あわら市）、清間第二（福井県あわら市）
FrontAct 株式会社	本社	本社（東京都中央区）

（注） 2025年7月1日 沢井製薬の厚木営業所を横浜営業所に、高松営業所を岡山営業所に統合いたしました。

(9) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,630名	+320名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

② 当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
110名	+12名	43.7歳	8.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。
2. 平均勤続年数については従前の沢井製薬からの勤続年数を引き継いで計算しております。

(10) 主な借入先の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	40,033百万円
株式会社日本政策投資銀行	16,000
株式会社三菱UFJ銀行	15,445
株式会社みずほ銀行	5,193

(注) 沢井製菓においては、運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメントラインに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントライン総額	16,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	16,000百万円

② 当社

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	32,203百万円
株式会社三菱UFJ銀行	15,445
株式会社みずほ銀行	5,193
株式会社日本政策投資銀行	3,000
メディサ新薬株式会社	2,000
三井住友信託銀行株式会社	964

(注) メディサ新薬株式会社は、連結子会社であります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 232,800,000株

(2) 発行済株式の総数 115,485,634株

(注) 発行済株式の総数は、自己株式 1,503株を除いております。

(3) 株 主 数 11,110名

(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	19,879,600株	17.21%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	13,739,400	11.89
澤 井 光 郎	3,174,428	2.74
BNY M A S A G T / C L T S 1 0 P E R C E N T	2,974,823	2.57
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,940,100	2.54
澤 井 健 造	2,562,000	2.21
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,950,000	1.68
澤 井 光 郎 株 式 会 社	1,935,000	1.67
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,743,834	1.51
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	1,662,159	1.43

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 澤井健造氏の株式については、株式の管理を目的とする信託契約を締結しております。なお、当該株式に関する株主名簿上の名義は「特定有価証券信託受託者株式会社SMBC信託銀行」であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）2名に対して、譲渡制限付株式報酬として普通株式4,365株を交付しました。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役については、該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

区分	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる株式の 種類及び数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使価額	新株予約権の 行使期間	新株予約権の 主な行使条件	保有状況
2021年第1回 発行新株予約権	6個	当社普通株式 3,600株 (新株予約権 1個につき 600株)	新株予約権 1個あたり 979,000円 (1株あたり 4,895円)	株式1株あたり 1円	2021年4月1 日から2043年 7月10日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 6個 (1名)
2021年第2回 発行新株予約権	5個	当社普通株式 3,000株 (新株予約権 1個につき 600株)	新株予約権 1個あたり 911,000円 (1株あたり 4,555円)	株式1株あたり 1円	2021年4月1 日から2044年 8月11日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 5個 (1名)
2021年第3回 発行新株予約権	5個	当社普通株式 3,000株 (新株予約権 1個につき 600株)	新株予約権 1個あたり 1,098,200円 (1株あたり 5,491円)	株式1株あたり 1円	2021年4月1 日から2045年 7月10日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 5個 (1名)
2021年第4回 発行新株予約権	4個	当社普通株式 2,400株 (新株予約権 1個につき 600株)	新株予約権 1個あたり 1,265,600円 (1株あたり 6,328円)	株式1株あたり 1円	2021年4月1 日から2046年 7月12日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 4個 (1名)
2021年第5回 発行新株予約権	6個	当社普通株式 3,600株 (新株予約権 1個につき 600株)	新株予約権 1個あたり 895,600円 (1株あたり 4,478円)	株式1株あたり 1円	2021年4月1 日から2047年 7月12日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 6個 (2名)
2021年第6回 発行新株予約権	8個	当社普通株式 4,800株 (新株予約権 1個につき 600株)	新株予約権 1個あたり 701,400円 (1株あたり 3,507円)	株式1株あたり 1円	2021年4月1 日から2048年 7月11日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 8個 (2名)
2021年第7回 発行新株予約権	17個	当社普通株式 10,200株 (新株予約権 1個につき 600株)	新株予約権 1個あたり 879,000円 (1株あたり 4,395円)	株式1株あたり 1円	2021年4月1 日から2049年 7月10日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 17個 (2名)

事業報告

区分	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる株式の 種類及び数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使価額	新株予約権の 行使期間	新株予約権の 主な行使条件	保有状況
2021年第8回 発行新株予約権	17個	当社普通株式 10,200株 (新株予約権 1個につき 600株)	新株予約権 1個あたり 714,600円 (1株あたり 3,573円)	株式1株あたり 1円	2021年4月1 日から2050年 7月8日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 17個 (2名)
2021年第9回 発行新株予約権	10個	当社普通株式 6,000株 (新株予約権 1個につき 600株)	新株予約権 1個あたり 637,400円 (1株あたり 3,187円)	株式1株あたり 1円	2021年7月15 日から2051年 7月14日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 10個 (1名)
2022年7月 発行新株予約権	57個	当社普通株式 34,200株 (新株予約権 1個につき 600株)	新株予約権 1個あたり 551,800円 (1株あたり 2,759円)	株式1株あたり 1円	2022年7月12 日から2052年 7月11日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 57個 (2名)
2023年7月 発行新株予約権	29個	当社普通株式 17,400株 (新株予約権 1個につき 600株)	新株予約権 1個あたり 405,600円 (1株あたり 2,028円)	株式1株あたり 1円	2023年7月13 日から2053年 7月12日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 29個 (2名)
2024年7月 発行新株予約権	21個	当社普通株式 12,600株 (新株予約権 1個につき 600株)	新株予約権 1個あたり 1,003,200円 (1株あたり 5,016円)	株式1株あたり 1円	2024年7月11 日から2054年 7月10日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 21個 (2名)

(注) 1. 当社は、2020年12月21日開催の沢井製薬株式会社臨時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に沢井製薬株式会社が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が発行されています。

2. 新株予約権の主な行使条件

- イ. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ロ. 新株予約権者が、行使期間終了日の1年前までに地位喪失日を迎えなかった場合は、その日から行使期間終了日の間に、新株予約権を行使することができる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	澤 井 光 郎	グループ最高経営責任者 グループ最高執行責任者 沢井製薬株式会社代表取締役会長
取 締 役	横 田 祥 士	専務執行役員グループ研究開発統括役員 沢井製薬株式会社取締役
取 締 役	小 原 正 敏	きっかわ法律事務所パートナー 澁谷工業株式会社社外監査役 アツギ株式会社社外取締役
取 締 役	三 津 家 正 之	株式会社メディopalホールディングス社外監査役 J C R ファーマ株式会社社外監査役
取 締 役	相 徳 泰 子	Clever-Access Japan株式会社代表取締役 Tomo Value Healthcare Solutions 代表
取 締 役 員 常 勤 監 査 等 委 員	坪 倉 忠 男	沢井製薬株式会社監査役
取 締 役 員 監 査 等 委 員	谷 口 悦 子	谷口悦子公認会計士事務所代表
取 締 役 員 監 査 等 委 員	Nose Yukiyo	社長のための経営事務所所長

- (注) 1. 小原正敏氏、三津家正之氏、相徳泰子氏、谷口悦子氏及びNose Yukiyo氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）谷口悦子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、坪倉忠男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役小原正敏氏、社外取締役三津家正之氏、社外取締役相徳泰子氏、社外取締役谷口悦子氏及び社外取締役Nose Yukiyo氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査等委員である取締役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支払い割合の決定方針の内容

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）及び譲渡制限付株式報酬で構成しております。譲渡制限付株式報酬は、役位等に応じて一定のルールに従い事前に付与する勤務継続型譲渡制限付株式報酬と、当社の中長期的な企業価値向上目標の達成度に応じて一定のルールに従い事後に交付する業績連動型譲渡制限付株式報酬により構成しております。譲渡制限付株式報酬は、役位及び在職年数をベースに、別途定めた内規に従い、総報酬額の10%以上を目安に付与することとしております。

基本報酬と賞与の割合は、概ね3：1を目安としております。

(b) 業績連動報酬に係る指標・当該指標を選択した理由

業績連動報酬に係る指標として、業績評価指標と担当部門評価指標の二つの指標を採用することとしており、このうち業績評価指標としては、原則として、営業利益から当社グループが定める非経常的な要因による損益を除外した「コア営業利益」をベースとして、これから研究開発費等投資的な経費を差し引く前の利益を「投資的経費差引前コア営業利益」として採用しております。担当部門評価指標は、当社の各事業年度目標と整合性を持った取締役ごとの指標で、担当分野に関する年度目標の達成度に応じた評価指標であります。代表取締役は業績評価指標のみとし、担当部門を有するその他の取締役に關しては、役位に応じてこの二つの指標の達成度に応じて、予め内規で定められた算定ルールに従って各事業年度終了後に決定されます。

当該指標を採用した理由は、業績評価指標に関しては、これが企業価値向上への貢献をよりの確に反映する指標であると判断したことによるものです。また、代表取締役以外の担当部門を有する取締役に關しては、定量的な評価項目だけでなく、事業年度ごとに定性的な評価を含めた担当部門の評価目標を設定し、その達成度を合わせて評価することが望ましいと判断したことによるものです。なお、この定性的な評価には、リスクマネジメントやコンプライアンス等ESGに関する取り組みが含まれております。

また、当社の中長期的な企業価値向上目標の達成度に応じて交付する株式数を決定する業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る指標として、コア営業利益、ROE、相対TSRを採用しております。コア営業利益とROEは、評価対象事業年度の数値と過去3事業年度平均の数値との増減率、相対TSRは、同期間のTOPIXとの比較に基づき算出します。

(c) 業績連動報酬の額の決定方法

役職ごとに予め定めた基準額をベースに、原則として、上記業績評価指標の達成度に応じ、予め内規で定められた算定式に従い算出するものとしております。ただし、担当部門を有する取締役に關しては、業績評価指標と担当部門評価目標の達成度の双方を加味して決定するものとしております。

(d) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針の内容

役職ごとの役員の報酬等の額に関して、上場会社の役員報酬に関する調査機関のデータを参考にしつつ、当社の役職ごとの報酬の基準額を決定しております。また、全体としてその総額の基準額とその構成が、当社の中長期かつ持続的な企業価値向上に資する役員へのインセンティブとなること、当社の経営陣として優秀な人材の確保ができること、過度なリスクテイクを抑制することに沿ったものとなるように報酬体系を定めております。なお社外取締役は、固定報酬のみとしております。

また、この決定方針は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬等ガバナンス委員会において取締役の報酬に関する事項を審議した後、取締役会への答申を行い、決定しております。

指名・報酬等ガバナンス委員会の委員は、3名以上かつその半数以上は独立社外取締役でなければならないこととしており、各取締役（社外取締役を除く）の成果の評価を行い、その結果と業績を反映した業績連動報酬としての賞与支給に関する審議を行い、その審議結果を取締役に答申し、最終決定が行われており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬の額は、年額670百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額は、（当該取締役の報酬限度額の範囲内で）年額100百万円以内とそれぞれ2022年6月24日開催の第1回定時株主総会において決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

監査委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額は、年額620百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額は100百万円以内、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式の割当てに関する報酬限度額は、（当該取締役の報酬限度額の範囲内で）対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内として、また業績連動型譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内とそれぞれ2025年6月25日開催の第4回定時株主総会において決議されております。なお、当社の当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役は3名）、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
		固定報酬	賞与	譲渡制限付株式報酬		
				勤務継続型	業績連動型	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	130百万円 (34)	95百万円 (34)	22百万円 (－)	6百万円 (－)	7百万円 (－)	6名 (4)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	26 (12)	26 (12)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	3名 (2)
監査役 （うち社外監査役）	7 (3)	7 (3)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	3名 (2)

（注） 1. 取締役の賞与（業績連動報酬等）は、当事業年度中に費用計上した金額を記載しております。

当事業年度における賞与に係る指標の目標及び実績は次のとおりであります。

業績評価指標	目標	実績
投資的経費差引前コア営業利益（※）	37,400百万円	34,690百万円

（※）内規に基づき事業再編等の影響を考慮し算出しております。

2. 取締役に対する譲渡制限付株式報酬（勤務継続型、業績連動型）の額は、各譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

当事業年度における譲渡制限付株式報酬（業績連動型）に係る指標の基準値及び実績等は次のとおりであります。

業績評価指標	構成比率	基準値	実績	達成率
コア営業利益	50%	23,687百万円	24,778百万円	104.6%
ROE（※）	30%	5.3%	5.9%	111.7%
相対TSR（株主総利回り）	20%	202.2%	137.3%	67.9%

（※）内規に基づき事業再編等の影響を考慮し算出しております。

3. 上記には、2025年6月25日開催の第4回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役2名を含めております。なお、同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに取締役（監査等委員）に就任した1名の支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、取締役（監査等委員）在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役小原正敏氏は、きつかわ法律事務所のパートナーであります。なお、当社ときつかわ法律事務所との間には特別な関係はありません。同氏は、澁谷工業株式会社の社外監査役に2022年9月より就任しており、沢井製薬株式会社と澁谷工業株式会社は取引関係があります。また、同氏は、アツギ株式会社の社外取締役として2023年6月より就任しておりますが、当社グループとの取引関係はありません。

取締役三津家正之氏は、株式会社メディパルホールディングスの社外監査役に2025年6月より就任しており、沢井製薬株式会社と株式会社メディパルホールディングスの子会社である株式会社メディセオとは製品販売等の取引関係があります。また、同氏は、J C R ファーム株式会社の社外監査役に2025年6月より就任しておりますが、当社グループとの取引関係はありません。

取締役相徳泰子氏は、Tomo Value Healthcare Solutionsの代表に2024年2月より就任しており、Clever-Access Japan株式会社の代表取締役に2025年9月より就任しておりますが、ともに当社グループとの取引関係はありません。

取締役谷口悦子氏は、谷口悦子公認会計士事務所の代表に2019年7月より就任しておりますが、当社グループとの取引関係はありません。

取締役Nose Yukiyo氏は、社長のための経営事務所の所長に2020年3月より就任しておりますが、当社グループとの取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会への出席状況及び発言状況

取締役小原正敏氏及び取締役三津家正之氏は当期開催された取締役会14回全てに出席し、また、取締役相徳泰子氏は就任後の当期開催された取締役会11回全てに出席し、出席した取締役会においては、社外取締役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

取締役（監査等委員）谷口悦子氏及び取締役（監査等委員）Nose Yukiyo氏は就任後の当期開催された取締役会11回全てに出席し、出席した取締役会においては、社外取締役（監査等委員）として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

ロ. 監査等委員会への出席状況及び発言状況

取締役（監査等委員）谷口悦子氏及び取締役（監査等委員）Nose Yukiyo氏は就任後の当期開催された監査等委員会11回全てに出席し、取締役（監査等委員）として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

ハ. 社外役員が期待される役割に関して行った職務の概要

小原正敏氏、三津家正之氏及び相徳泰子氏は、取締役会において、豊富な経験と専門的知識に基づく独立した立場からの有用な助言を行うほか、指名・報酬等ガバナンス委員会に委員として出席し審議を行うなど、経営陣の監督に務めております。なお、当社グループの沢井製薬においては、2023年度において不適切な方法による試験行為が判明いたしました。社外取締役の小原正敏氏は沢井製薬の取締役在任中より、当該事実について事前に認識しておりませんでした。日頃から法令遵守及びコンプライアンスの徹底などの提言を行ってまいりました。また、社外取締役の三津家正之氏、相徳泰子氏、谷口悦子氏及びNose Yukiyo氏は当該事実の判明時点において取締役に就任していません。

事業報告

した。当該事実判明後は、社外役員5名とも再発防止のための助言を行うなど、社外取締役（監査等委員を含む）としての職責を果たしております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者には、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等が含まれており、保険料は全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	55百万円
公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の報酬	2
合 計	58
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	153

- (注) 1. 監査等委員会設置会社に移行する前の当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査に対する報酬が含まれております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、上記2. の監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 上記のほか、会計監査人と同一のネットワークに対する報酬として、当社グループの監査業務以外の報酬0百万円があります。
5. 会計監査人に対して、当社は公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成を委託し対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。なお、記載内容は、2026年4月24日開催の取締役会決議に基づいております。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築してまいります。また、公正さと透明性の高い経営を実現していくにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置づけ、「なによりも健やかな暮らしのために」という企業理念のもと、様々なステークホルダーに対して取るべき行動基準や各種社内規程に基づく企業活動を進めてまいります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 役職員挙げて「グループ企業理念」及び「グループ行動基準」に基づく業務運営に努めるとともに、法令及び社内規程の遵守を徹底する。
- ロ. 指名・報酬等ガバナンス委員会を設置し、経営陣幹部の選任・解任、報酬、後継者計画等のガバナンスに関する重要事項に関する審議を行い、取締役会に助言・提言することにより、取締役会の機能の独立性、客観性及び透明性の向上並びに説明責任の強化に努める。
- ハ. グループコンプライアンス委員会を設置し、①コンプライアンスに関する当社グループの基本方針の審議及び決定、②当社のコンプライアンス体制の構築及び整備並びに当社グループ各社のコンプライアンス体制の構築及び整備の支援、③当社グループのコンプライアンス上の重要な事項の把握及び取締役会への報告、④企業倫理ヘルプラインに係る調査結果への対応及び⑤コンプライアンス向上施策の決定、進捗のモニタリングなどを行う。
- ニ. 「企業倫理ヘルプライン規程」に不正行為の通報及びそれに関する相談を適切に処理するための仕組みを定め、不正行為の未然防止、早期発見及び、是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資する。
- ホ. 社長直轄のグループ経営監査室が内部監査を実施する。
- ヘ. 社内外に対する、一貫した信頼のおける会社情報の適時・適切な開示に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 「文書管理規程」に基づき、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書その他の規程上保存すべき取締役の職務の執行に係る情報（電磁的記録を含む）を、定められた保存年限に基づき適正に保存する。
- ロ. 「インサイダー取引管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、職務上知り得た重要事実及び重要情報の管理に万全を期すとともに、特定個人情報及び個人情報については「特定個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程」に基づきその保護に努める。
- ハ. グループ情報セキュリティ委員会を設置し、情報資産に対する脅威及び脆弱性を踏まえたリスク分

析、対策の実施、モニタリング及び改善を行うとともにグループ全体の情報セキュリティマネジメントの円滑な遂行を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. グループリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメントの統括を行うとともに、その進捗管理及び評価を行い継続的改善を図る。また、経営に影響を与えるリスクを洗い出し重要リスクを特定するとともに、各担当部門は各重要リスクについて対策を講じる。
- ロ. 当社グループ各社の製品やサービスの品質及び安全性に関しては、「グループ品質方針」及び「グループ安全性方針」に基づき、効果的かつ適切な業務の遂行を行う。
- ハ. 緊急事態に対するリスクの管理に関しては、「危機管理規程」「災害ＢＣＰ（事業継続計画）」等に基づき、危機発生時の被害の最小化及び早期の事業活動回復を図る。
- ニ. 財務報告に係るリスクに関しては、内部統制委員会において問題提起・方針決定を行い、各部門プロセスオーナーの内部統制に係る整備・運用の統括を行うとともに、グループ経営監査室がその評価を行う。
- ホ. 正々堂々とした業務運営、不透明取引の排除を徹底するとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては警察等関係行政機関及び顧問弁護士等と連携し、毅然とした態度で臨む。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行役員制度を導入する。
- ロ. 取締役会は原則毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款に定める事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行う。
- ハ. 取締役・執行役員を中心に構成されるグループ戦略会議を３か月に１回以上開催し、取締役会において意思決定された当社グループの経営の基本方針及び戦略等の重要事項に関する執行方針を審議・決定するとともに、中期経営計画に基づく当社グループ各社の事業計画の進捗管理を行う。
- ニ. 取締役会における経営方針・経営戦略を中心とした審議を一段と充実させ、取締役会の監督機能を強化するために、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
- ホ. 「取締役会規則」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化・迅速化を図る。
- ヘ. 経営上の諸問題に関し、必要に応じて弁護士その他の専門家から各種アドバイス等を受け、経営判断上の参考とする。

⑤ 当社グループ（当社及び子会社から成る企業集団）における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の自主責任経営を尊重しつつも、当社グループとしての業務の適正性を確保するために、当社グループ各社に対し、当社の「グループ企業理念」及び「グループ行動基準」の周知徹底を図る。また、「グループポリシー管理規程」に基づき、準拠すべき基本的な精神・姿勢を示すグループポリシ

- 一の整備・運用を図り、当社グループとしての一体感醸成に努める。
- ロ. グループサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティを巡る課題に対して当社グループ各社が協働又は単独で取り組む事項について取締役会へ提言又は報告を行うほか、取締役会からのサステナビリティに関する諮問事項に対する審議・報告を行う。また、当社グループ内外のステークホルダーとの対話を通じて信頼関係を構築し、当社グループと社会のサステナビリティの両立を図る。
 - ハ. 「人財戦略会議」を設置し、当社グループ全体の中長期的な経営戦略に連動した人財ポートフォリオの構築、重要な経営判断を支える次世代リーダーの育成計画等、人財に関する重要な戦略を当社グループ全体の視点で検討・策定するとともに、戦略の具体化について審議し、そのモニタリングを行う。
 - 二. 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的及び適時に必要な報告を受け経営実態を把握するとともに、必要な助言及び指導を行う。
 - ホ. グループ経営監査室は、定期的の子会社監査を実施する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会が補助使用人を求めた場合、グループ経営監査室のメンバーが兼務し、監査等委員会の補助業務を優先する。
 - ロ. 監査等委員会から指示された補助使用人としての業務については、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令系統からは独立し、監査等委員会に属するものとする。また、当該補助使用人の人事異動等については監査等委員会の同意を得て行う。
 - ハ. 補助使用人に対する監査等委員会の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には、監査等委員会は取締役会に対して必要な要請を行う。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。
 - ロ. 監査等委員会は、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの役職員に対しその説明を求めることができる。
 - ハ. 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
 - 二. 当社グループの役職員が、取締役の不正行為等の重大なコンプライアンス違反を発見したときは、監査等委員会に直接通報することができるものとし、通報者に対し不利な取扱いをすることを禁止する。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. グループ経営監査室は、内部監査の計画及び結果について適時に監査等委員会に報告するなど、監査等委員会と緊密な連携を保つものとする。
- ロ. 監査等委員会は、会計監査人との定期的な打合せ等を通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を行い、監査活動の効率化と質的向上を図る。
- ハ. 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち意見交換を行うとともに、社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く）と情報交換及び認識共有を図り、信頼関係と相互認識を深めるよう努める。
- ニ. 監査等委員会は、当社グループ会社の監査役と相互に情報交換等緊密な連携を保つものとする。
- ホ. 監査等委員会が職務の執行上必要と認める費用については、請求により会社は速やかに支払うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① グループガバナンス会議を事業年度末に開催し、「業務の適正を確保するための基本方針」その他ガバナンスに関する当社グループの基本方針及びこれらの方針に基づく当事業年度における運用状況の確認及び審議を行った後、取締役会に対する報告・提言を行いました。
- ② グループコンプライアンス委員会を、外部識者として弁護士参加のもと、毎月開催し、企業倫理の浸透とコンプライアンス意識の向上を図りました。また、12月22日を全社コンプライアンスの日とし、コンプライアンス意識のさらなる向上のために、経営トップによる講話やコンプライアンス意識調査などを実施いたしました。そのほかにも、全社員を対象に薬機法、GMP、GQPを含むコンプライアンスに関するeラーニングを行いました。
- ③ グループリスクマネジメント委員会を年2回(9月・3月)開催し、経営に影響を与えるリスクを洗い出し重要リスクの特定を図っております。9月に安全配慮義務の研修会を開催し、3月にはリスク評価シートの進捗更新状況の確認・報告をいたしました。
- ④ グループ情報セキュリティ委員会を年4回開催するとともに、社員教育としてeラーニング2回、標的型メール攻撃訓練を1回、担当者向け教育として外部講師によるサイバー犯罪の対策講義、外部機関による情報セキュリティアセスメントを実施しました。また、情報セキュリティ管理・対策が適切に実施されていることの客観的な証明としてグループIT部にてISMS認証の改訂審査対応を実施中です。また、グループ情報セキュリティ委員会を平時における対応体制と位置づけ、重大インシデント発生時の有事対応体制としてSawai CSIRT(Computer Security Incident Response Team)体制も整備しました。引き続き情報管理の徹底を図ってまいります。
- ⑤ グループサステナビリティ委員会を年4回開催し、中期経営計画期間中のサステナビリティ目標の進捗確認、人権eラーニング、アドプトフォレスト活動、「非財務情報管理規程」の施行、「社会貢献活動方針」及び「サワイグループ環境ポリシー」等に関する審議を行ったほか、地球環境チーム、社会貢献チーム、ガバナンスチームが行うサステナビリティを巡る課題への対応又は取り組みを指示、支援するとともに取締役会への報告・提言を実施いたしました。
- ⑥ 「グループ品質方針」及び「グループ安全性方針」に基づき沢井製薬、メディサ新薬、化研生薬の3社は自社の品質、安全性に係る方針を、またトラストファーマテック社は製造受託会社であることから品質方針に対してそれぞれ適切性を評価し、改訂の必要性がないことを確認しました。なお、FrontAct社に関しては「グループ品質方針」及び「グループ安全性方針」を提供し、現在、FrontAct社が独自に有していた品質方針の改定及び安全性方針の新規作成の要否を検討中です。
沢井製薬及びメディサ新薬の製造販売品目に係る品質逸脱等の課題に対しては、沢井製薬の品質担当役員が対策の進捗及び当局報告の要否を「グループコンプライアンス委員会」へ月次で報告しました。また、2023年10月23日に公表した再発防止策の改善効果を測定するため、具体的な計数指標を設定しました。これに基づき、四半期ごとに当社取締役会へ進捗を報告することで、実効性のある改善活動を推進しました。

- ⑦ 「危機管理規程」及び「災害BCP」に基づき、社員の安否確認等災害を想定した訓練、災害備蓄品を全拠点に備置・新旧の入替や、11月5日の津波防災の日に合わせてシェイクアウト訓練を実施いたしました。
- ⑧ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案し、策定した実施計画に基づいた内部統制評価を行っております。また、内部統制委員会を2回実施し、内部統制レベルの維持・向上を図っております。
- ⑨ 取締役会を14回開催し、法令・定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、法令等への適合性及び業務の適正性の観点から審議しております。また、グループ戦略会議において取締役会に付議する重要事項や、月次の経営成績の分析・対策を検討しております。
- ⑩ 「指名・報酬等ガバナンス委員会」を9回開催し、取締役の選解任、経営陣幹部及び執行役員の報酬、CEO等の後継者計画に関する事項を審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。
- ⑪ グループ会社に対して、「企業理念」「行動基準」及び経営方針の徹底を図るとともに、「グループポリシー管理規程」に基づきグループポリシーの整備・運用を図っております。企業理念浸透の一環として、「グループマインド賞」を新設したほか、社員相互で称賛や感謝の気持ちを伝えるツールを導入・実施するなど、称賛文化の醸成及びエンゲージメントの向上に努めました。
- ⑫ 常勤監査等委員は、取締役会のほかグループ戦略会議、グループコンプライアンス委員会、グループ情報セキュリティ委員会、グループリスクマネジメント委員会、グループサステナビリティ委員会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認いたしました。
- ⑬ 監査等委員会は、会計監査人との定期的な会合、代表取締役及び社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く）との定期的な情報交換並びにグループ経営監査室との連携等を行うとともに、毎月1回以上（2025年6月に監査等委員会設置会社へ移行後は11回）開催し、監査方針・監査計画の決定及び内部統制システムの整備・運用状況の検討等を行いました。
- ⑭ 人財戦略会議を10月に設置し、企業戦略に関連付けた人的施策、人財育成など人財戦略に関する基本方針について議論しました。

7. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」について、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えております。

当社の前身であり、当社グループの中核会社である沢井製薬は、1948年の設立以来、「なによりも患者さんのために」という企業理念に基づく医薬品事業を推進し、健康生活を願う国民の皆様の期待に応えるため、経済性に優れた高品質の医薬品の製造販売を続けることにより、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしてまいりました。当社の企業価値の源泉は、当社グループの中核事業であるジェネリック医薬品製造販売業にとって最も重要とされる3つの要素「品質」、「安定供給」、「情報提供」において長年に亘って蓄積してきた経営ノウハウであると考えており、そのノウハウを活かすことによってさらなる企業価値の向上に努めるほか、投資家・株主との建設的な対話を行って適正な評価に反映されるよう取り組んでおります。

当社は、当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大規模買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの、買収者が本来享受すべきではない利益を買収を通じて得るもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資するものとは認められないものも少なくありません。当社株式の買付を行う者が上記の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社としては、当社株式の大規模買付等を行おうとする者が現れた場合には、当該大規模買付者に対して積極的に情報提供を求め、独立した立場にある社外取締役の積極的な関与のもと当社取締役会における真摯な検討を経て、当社の意見及び理由をすみやかに開示し透明性を確保することで、株主の皆様が適切に判断できるよう努め、株主共同の利益の最大化を図ります。そのため、必要に応じて会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

(2) 基本方針実現のための取り組み

当社は、上記の基本方針実現のために、次の3点に取り組んでまいります。

①中期経営計画及び長期ビジョンの達成

2030年度の目標として描いた長期ビジョン「Sawai Group Vision 2030」及び2027年までの中期経営計画「Beyond 2027」に掲げた諸施策を確実に実施することで企業価値の向上を図ります。

<長期ビジョン「Sawai Group Vision 2030」>

創りたい世界像： より多くの人々が身近にヘルスケアサービスを受けられ、社会の中で安心して生き
活きと暮らせる世界

ありたい姿： 個々のニーズに応じた科学的根拠に基づく製品・サービスを複合的に提供すること
で、人々の健康に貢献し続ける存在感のある会社

<中期経営計画「Beyond 2027」の重点テーマ>

・土台となる重点テーマ：信頼される企業基盤の確立

・事業戦略重点テーマ

(1) GE市場における着実な成長

(2) GEビジネスの持続性確立

(3) 成長分野への継続的投資

・経営基盤重点テーマ

(1) 持続的成長を支える人財の創出

(2) サステナビリティへの取り組み

(3) 資本効率改善

②コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化

外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築するとともに、公正さと透明性の高い経営を実現していくために、次の項目の充実を図ります。

1. 株主の権利・平等性の確保

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

3. 適切な情報開示と透明性の確保

4. 取締役会等の責務

5. 株主との対話

③株主還元

将来の企業価値向上に資する研究開発や設備投資など新たな成長につながる投資と株主還元のバランスに配慮するとともに、中長期的な利益水準、DOE等を総合的に勘案しながら、安定的かつ継続的な配当を行うことを株主還元の基本とし、フリーキャッシュフロー、市場動向等を踏まえ、機動的に自己株式の取得を行い、資本効率向上と株主還元の充実を図ります。

連結財政状態計算書

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債 及 び 資 本	
流 動 資 産		負 債	
現金及び現金同等物	28,989	流 動 負 債	
売上債権及びその他の債権	51,555	仕入債務及びその他の債務	49,088
棚 卸 資 産	117,607	借 入 金	14,675
そ の 他 の 金 融 資 産	348	未 払 法 人 所 得 税 等	1,781
そ の 他 の 流 動 資 産	1,847	返 金 負 債	1,155
流 動 資 産 合 計	200,345	引 当 金	90
非 流 動 資 産		そ の 他 の 金 融 負 債	6,022
有形固定資産	115,633	そ の 他 の 流 動 負 債	8,123
無 形 資 産	29,667	流 動 負 債 合 計	80,934
そ の 他 の 金 融 資 産	4,593	非 流 動 負 債	
そ の 他 の 非 流 動 資 産	501	社 債 及 び 借 入 金	90,348
繰 延 税 金 資 産	9,180	引 当 金	107
非 流 動 資 産 合 計	159,574	そ の 他 の 金 融 負 債	9,285
		そ の 他 の 非 流 動 負 債	673
		繰 延 税 金 負 債	16
		非 流 動 負 債 合 計	100,429
		負 債 合 計	181,363
		資 本	
		資 本 金	10,079
		資 本 剰 余 金	4,564
		利 益 剰 余 金	161,589
		自 己 株 式	△3
		その他の資本の構成要素	2,327
		親会社の所有者に帰属する持分合計	178,556
		資 本 合 計	178,556
資 産 合 計	359,919	負 債 及 び 資 本 合 計	359,919

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結純損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
継 続 事 業	
売 上 収 益	201,676
売 上 原 価	△142,882
売 上 総 利 益	58,793
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△26,056
研 究 開 発 費	△12,388
そ の 他 の 収 益	44
そ の 他 の 費 用	△4,499
営 業 利 益	15,894
金 融 収 益	145
金 融 費 用	△1,766
税 引 前 当 期 利 益	14,273
法 人 所 得 税	△2,737
継 続 事 業 か ら の 当 期 利 益	11,536
非 継 続 事 業	
非 継 続 事 業 か ら の 当 期 利 益	△1,098
当 期 利 益	10,438
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	10,438

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						資本合計
	資本金	資 剩 余 金	利 剩 余 金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	合 計	
当 期 首 残 高	10,053	37,767	168,815	△33,243	2,020	185,412	185,412
計算書類提出後の修正後発事象 (注2)			△11,558			△11,558	△11,558
修 正 後 期 首 残 高	10,053	37,767	157,257	△33,243	2,020	173,854	173,854
当 期 利 益			10,438			10,438	10,438
その他の包括利益					452	452	452
当 期 包 括 利 益 計	－	－	10,438	－	452	10,890	10,890
新 株 の 発 行	8	8			△15	0	0
自 己 株 式 の 消 却		△33,240		33,240		－	－
配 当			△6,235			△6,235	△6,235
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			130		△130	－	－
株 式 報 酬 取 引	18	30				48	48
所有者との取引額合計	26	△33,203	△6,106	33,240	△145	△6,187	△6,187
当 期 末 残 高	10,079	4,564	161,589	△3	2,327	178,556	178,556

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
- (注) 2. 前連結会計年度の監査報告書日後に生じたナルフラフィン塩酸塩OD錠2.5 μ g「サワイ」製造販売に係る特許権侵害訴訟の損害賠償命令に伴う利益剰余金への影響（△11,558百万円）について、当連結会計年度の連結計算書類にて、当期首残高の修正として反映しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる記載及び開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・ 連結子会社の数	6社
・ 連結子会社の名称	沢井製薬株式会社
	メディサ新薬株式会社
	化研生薬株式会社
	トラストファーマテック株式会社
	Sawai USA Inc.
	FrontAct株式会社

FrontAct株式会社は、株式を取得したことに伴い当連結会計年度より連結子会社に含めております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

・ 持分法適用の関連会社数	該当事項はありません。
---------------	-------------

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

5. 重要な会計上の見積り、判断及び仮定

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額並びに偶発資産及び負債の開示に影響を及ぼす見積り、判断及び仮定の設定を行うことが義務付けられております。実際の結果は当該見積りと異なる場合があります。見積り及びその基礎となる仮定は継続的に見直されます。会計上の見積りの変更は、見積りが見直され影響を受ける将来の期間に認識されます。

会計方針の適用及び連結計算書類に重要な影響を及ぼす会計上の見積り、判断及び仮定は、次のとおりであります。

- ・収益認識における変動対価の測定（注記Ⅰ．6.（4）参照）
- ・無形資産の減損テスト（注記Ⅰ．6.（1）②及び注記Ⅲ.参照）
- ・繰延税金資産の回収可能性（注記Ⅰ．6.（8）参照）

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 9,180百万円

- ・米国における広域係属訴訟に対する金融負債（注記Ⅰ．6.（3）②〈3〉参照）

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 5,952百万円

6. 会計方針に関する事項

（1）有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法並びに減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。有形固定資産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産の減価償却は、各資産の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて計上しております。使用権資産の減価償却は、リース期間の終了時までには所有権が移転しない限り、リース期間又は耐用年数のいずれか短い期間にわたり、定額法に基づいて計上しております。これらの資産の減価償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な資産の種類別の耐用年数は、次のとおりであります。

- | | |
|------------|-------|
| ・建物及び構築物 | 2～50年 |
| ・機械装置及び運搬具 | 2～20年 |
| ・工具、器具及び備品 | 2～20年 |

なお、減価償却方法、残存価額及び耐用年数は、少なくとも期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

② 無形資産

〈1〉仕掛中の研究開発

仕掛中の研究開発は、開発段階にある製品に関連する無形資産であります。当該資産は未だ使用可能な状態にないため償却されず、年次及び減損の兆候がある場合はその都度減損テストを実施します。プロジェクトの事業性の悪化又は開発の中止が生じた場合、当該資産は回収可能価額まで減額され、減損損失が連結純損益計算書の研究開発費に認識されます。開発プロジェクトが正常に完了すると、当該資産は仕掛中の研究開発から製品に係る無形資産に振り替えられます。

〈2〉製品に係る無形資産

製品に係る無形資産は、見積耐用年数（6年から10年）にわたって定額法で償却されます。減損の兆候がある場合、それぞれの製品に係る無形資産の回収可能価額が見積もられ、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額は回収可能価額まで減額され、減損損失が純損益に認識されます。製品に係る無形資産のうち当社グループで開発されたものに係る償却費及び減損損失は連結純損益計算書の研究開発費に認識されます。また個別に取得した無形資産及び企業結合で取得した無形資産に係る償却費及び減損損失は連結純損益計算書の販売費及び一般管理費に認識されます。

〈3〉ソフトウェア

ソフトウェアは、見積耐用年数（3年から5年）にわたって定額法で償却されます。償却費はソフトウェアの機能に応じて連結純損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費並びに研究開発費に認識されます。

③ 非金融資産の減損

当社グループでは、期末日現在で、棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産の減損の兆候を評価しております。

減損の兆候がある場合又は年次で減損テストが要求されている場合には、各資産の回収可能価額の算定を行っております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額で測定しております。使用価値は、見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより算定しており、使用する割引率は、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した利率を用いております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額より低い場合にのみ、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、減損損失を純損益として認識しております。

過年度に減損損失を認識した、のれん以外の資産又は資金生成単位については、期末日において過年度に認識した減損損失の減少又は消滅している可能性を示す兆候の有無を評価しております。そのような兆候が存在する場合には、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻入しております。減損損失の戻入は、純損益として認識しております。

④ リース

〈1〉リースの定義

当社グループは、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含むと判断しております。

〈2〉借手としてのリース

リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。ただし、短期リース及び少額資産のリースについては使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しており、原則としてリース料をリース期間にわたり定額法で費用として認識しております。

リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しております。リースの計算利率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率を割引率として使用しております。当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定しております。指標又は利率の変更に伴い将来の支払リース料に変動が生じた場合、残存価額保証の見積りに変更が生じた場合、購入、延長あるいは終了のいずれかの選択権を行使するかの判断を変更した場合には、再測定しております。

使用権資産は取得原価で当初測定しております。取得原価は、リース負債の当初測定の金額、リース開始日以前に支払ったリース料（リース・インセンティブ調整後）、当初直接コスト、原資産の解体並びに除去及び原状回復コストの当初見積額で構成されております。当初認識後は原価モデルを採用し、リース期間と使用権資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって定額法により減価償却を行っております。使用権資産の見積耐用年数は、原資産の耐用年数と同じ基準で決定されます。

連結財政状態計算書において、使用権資産は有形固定資産に、リース負債はその他の金融負債（流動及び非流動）に含まれております。

〈3〉セール・アンド・リースバック

当社グループは、セール・アンド・リースバック取引に関し、資産の譲渡が売却として会計処理されるかを判断するため、履行義務がいつ充足されるのかを検討しております。通常、法的所有権が買手である貸手に移転し、買戻し契約が存在しないかどうかを検討しております。

資産の譲渡が売却である場合、当社グループは原資産の認識を中止し、リースバックから生じた使用権資産を、原資産の従前の帳簿価額のうち当社グループが保持する使用権の割合で算定された額で認識しております。買手である貸手に移転した権利に係る利得又は損失は純損益に認識しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は主として、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品から構成されております。

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い金額で測定しております。取得原価は主として総平均法に基づいて算定しており、購入原価、加工費、及びその他関連する製造費用が含まれております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

(3) 金融商品の評価基準及び評価方法

金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性証券の双方を生じさせる契約をいいます。当社グループでは、契約上の当事者となった時点で金融資産及び金融負債を当初認識しております。なお、当社グループはデリバティブ資産及びデリバティブ債務を保有しておりません。

① 金融資産

〈1〉当初認識及び測定

全ての金融資産は購入した場合その取引日に当初認識しております。原則として、(後述の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き)金融資産は公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初測定しております。ただし、売上債権など重要な資金調達要素が含まれていない金融資産については取引価格で当初測定しております。

金融資産は、当初認識時に償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。この分類は、金融資産が負債性金融商品か資本性金融商品かによって以下のように行っております。

(a) 負債性金融商品である金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産に分類されない場合、以下の条件がともに充足されれば、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

上記に該当しない場合、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当社グループは、負債性金融商品である金融資産のうち、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を保有しておらず、償却原価で測定する金融資産を保有しております。

(b) 資本性金融商品である金融資産

当社グループは、保有する全ての資本性金融商品である金融資産について、当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産とする取消不能の選択を行いました。トレーディング目的の金融資産は保有しておりません。

〈2〉事後測定

(a) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却、減損及び認識を中止した場合の利得及び損失は、純損益として認識しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の公正価値の変動額は、純損益に認識しております。また、資本性金融商品である金融資産の公正価値の変動額はその他の包括利益に認識し、累積利得又は損失は、認識を中止した場合に利益剰余金に振り替えております。

〈3〉 減損

当社グループでは、(a)売上債権及び契約資産、並びに(b)売上債権及び契約資産を除くその他の負債性金融資産に関して、予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

(a)売上債権及び契約資産

当社グループは当該資産について、全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。

(b)売上債権及び契約資産を除くその他の負債性金融資産

当社グループは当該資産について、12か月の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。ただし、当該資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。

金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かについて、当社グループは過度のコストや労力をかけずに入手可能で、目的適合性があり合理的で裏付け可能な関連情報を考慮しております。これには、当社グループの過去の経験や十分な情報に基づいた信用評価に基づく定量的情報と定性的情報及び分析が含まれ、将来的な情報も含まれます。

当社グループは、合理的な理由なく期日を経過した金融資産については、過去より債務不履行リスクが増大することから、そのような場合に信用リスクが著しく増大していると判断しております。さらに、当社グループでは次の観察可能な情報に基づいて、債務者に支払遅延の兆候があれば金融資産が債務不履行に陥っていると判断しております。

- ・ 債務者の著しい財政的困難
- ・ 契約違反
- ・ 債務者の倒産又はその他の財政的な再編を行う可能性が高いこと

当社グループでは、債務不履行の生じた金融資産は信用減損しているものと判断しております。

予想信用損失は、信用損失を発生確率で加重平均した見積りであります。信用損失は、キャッシュ不足額全額（すなわち、契約に従って企業に支払われるべきキャッシュ・フローと当社グループが受け取ると予想するキャッシュ・フローの差額）の現在価値で測定しております。予想信用損失は金融資産の実効金利で割り引いております。

〈4〉 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てが移転している場合において、認識を中止しております。

② 金融負債

〈1〉 認識及び測定

当社グループは、全ての金融負債を契約当事者となった時点で当初認識しております。金融負債は、公正価値から直接起因する取引コストを控除した金額で当初認識しております。当初認識後は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a)償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得又は損失は、金融収益又は金融費用として純損益で認識しております。

(b)純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、公正価値で測定し、公正価値の変動額を純損益に認識しております。

〈2〉 認識の中止

金融負債は、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効になった場合に認識を中止しております。

〈3〉 米国における広域係属訴訟（Multi District Litigation, 以下「MDL訴訟」という。）に対する金融負債

当社は、2024年1月16日に、当社が保有する米国事業の持株会社であるSawai America Holdings Inc.（以下、「SAH」という。）の全株式、並びにその傘下にあるSawai America LLC（以下、「SAL」という。）の当社持分とUpsher-Smith Laboratories, LLC（以下、「USL」という。）の持分をSALへの共同出資者であるSumitomo Corporation of Americas（以下、「SCOA」という。）とともに、Bora Pharmaceutical Holdings, Inc.（以下、「Bora」という。）に譲渡することを決議し、2024年4月2日をもって譲渡が完了しました。

上記のBoraとの持分譲渡契約において、USLが被告となっている反トラストに係るMDL訴訟に関する訴訟対応費用及びその帰結（判決、和解等に基づく損害賠償）に対して一定の責任を負う旨が規定されております。

当社におきましては、Bora及び訴訟代理弁護士と密接に連携をとるとともに、本件について対処する法律事務所を独自に起用することを通して、本訴訟の実態を適時に把握する体制をとっております。

上記体制に基づいて、現時点で見積もられた想定負債合計を非流動負債のその他の金融負債として計上しております。

③ 金融資産と金融負債の相殺

当社グループでは、金融資産と金融負債を相殺する法的に強制可能な権利を現在有し、かつ、純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有している場合にのみ、金融資産と金融負債を相殺し、その純額を連結財政状態計算書上に表示しております。

(4) 収益の認識基準

当社グループは、ジェネリック医薬品を、卸売業者、販売会社、小売店などに販売することにより収益を獲得しております。製品及び商品の販売に係る収益は、製品及び商品に係る支配が顧客に移転した時点で認識しております。製品及び商品に係る支配は通常、顧客が製品を受領した時点で移転されます。認識される収益の金額は、製品及び商品と引き換えに受領が見込まれる対価を反映した金額に基づいております。

当該対価は、固定金額のほか変動対価も含まれております。変動対価は、重大な戻入が生じない可能性が高い場合のみ認識しております。変動対価の主要な要素は以下のとおりであります。

① リベート

リベートとは、顧客に付与された、予め決定された販売数量の達成等の条件に応じて当社グループが支払うインセンティブ・プログラムであります。リベートは、個別の契約合意事項に従い支払われ、売上収益から控除する形で計上されます。

リベートに係る負債は過去実績に基づいて見積もられ、関連する売上収益が認識される時点で計上されます。負債の見積りに用いる仮定には、翌期に適用される割戻率の推定が含まれます。

連結財政状態計算書上、リベートに係る負債は返金負債として表示されます。

② 返品

当社グループでは、回収対象品などの一部製品及び商品の返品を受け入れております。返品に係る負債は、過去の返品率に請求金額を乗じた金額に基づき、販売から返品までのタイムラグ、取引先の保有する当社グループ製品の見積在庫数量等の要因を勘案して見積られ、収益から控除する形で返金負債として認識されます。なお、返品される製品は原則として廃棄されるため、資産として認識しておりません。

(5) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として法的又は推定的な現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額につき信頼性のある見積りができる場合に引当金を計上しております。当社グループの引当金は、主に資産除去債務及び製品安全性評価引当金で構成されております。

(6) 従業員給付

当社グループは、退職後給付制度として確定拠出制度を採用しております。当該制度のもと、当社グループは事業主として一定額の掛金を独立した運営機関に拠出するとともに、従業員も一定額の掛金を拠出します。従業員の退職給付に充てるために必要な資産がない場合、当社グループは追加の支払いを行う法的又は推定的義務を負いません。確定拠出型の退職給付費用は、従業員が役務を提供した期に費用として認識しております。

短期従業員給付については、従業員が関連するサービスを提供した期間に費用として計上しております。

(7) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで機能通貨に換算しております。

決算日における外貨建金銭債権債務は、決算日の為替レートで、取得原価で測定される外貨建非貨幣性資産負債は、取得日の為替レートで、それぞれ機能通貨に換算しております。

当該換算及び決済により生じる換算差額は連結純損益計算書上、金融収益及び費用として認識しております。

② 在外営業活動体

日本円以外を機能通貨としている在外営業活動体については、資産及び負債は決算日の為替レート、収益及び費用は取引日の為替レート又はそれに近似する期中平均レート等の為替レートでそれぞれ換算しております。

当該換算により生じる換算差額は、その他の包括利益として認識し、連結財政状態計算書のその他の資本の構成要素に累積しております。在外営業活動体が処分される場合には、当該在外営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分した期の損益に振り替えております。

(8) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産及び負債は、期末日に施行又は実質的に施行される法律に基づいて一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しております。

繰延税金資産は、未使用の税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる課税所得金額の発生見込みは事業計画を基礎としておりますが、当該事業計画には開発中の製品の上市及び市場シェアの拡大による販売数量の増加等並びに将来の薬価改定による影響等を主要な仮定として織り込んでおります。繰延税金資産は期末日毎に見直し、一部又は全部の繰延税金資産の便益を実現させるだけの十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった部分について減額しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

Ⅱ. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	20百万円
その他の金融資産（非流動資産）	7百万円

(2) 有形固定資産減価償却累計額及び減損損失累計額 131,989百万円

Ⅲ. 連結純損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社グループの減損損失は、主に製品に係る無形資産及び仕掛中の研究開発から生じたものです。

製品に係る無形資産については減損の兆候が生じたときに、また仕掛中の研究開発については年次でそれぞれ減損テストを実施しております。回収可能価額は個別資産の使用価値に基づいており、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く形で算定されます。当連結会計年度末における割引率は、税引前加重平均資本コストを基礎としており6.4%となっております。将来キャッシュ・フローには、将来の販売価格及び数量の変動、原価、シェアを維持するために必要な将来の支出、及び規制当局による承認など、様々な仮定が含まれます。経営者は、当該仮定を過去の経験に基づき評価し、市場環境の変化や競争による販売減少等を考慮した予算及び経営計画を通じて見直しております。これらの仮定に変更が生じると、減損損失の額に影響を与える可能性があります。

当連結会計年度において認識された、製品に係る無形資産及び仕掛中の研究開発に係る減損損失は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

製品に係る無形資産	仕掛中の研究開発	合計
5	1,619	1,624

製品に係る無形資産の減損損失は、薬価改定の影響等により収益性が悪化したことによるものであります。また、仕掛中の研究開発の減損損失は、開発の中止及び市場環境の変化や競争による収益性の悪化が見込まれたことによるものです。上記減損損失は、連結純損益計算書の研究開発費に含まれております。

Ⅳ. 連結持分変動計算書に関する注記

1. その他の資本の構成要素

(単位：百万円)

	新株予約権	その他の包括利益 を通じて公正価値 で測定する金融資 産の変動	在外営業活動体の 換算差額	合計
期首残高	428	1,579	13	2,020
その他の包括利益	－	449	3	452
当期包括利益計	－	449	3	452
新株の発行	△15	－	－	△15
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	－	△130	－	△130
所有者との取引額合計	△15	△130	－	△145
期末残高	413	1,898	17	2,327

2. 発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	131,469,417	34,320	16,016,600	115,487,137

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加34,320株は、業績連動型譲渡制限付株式報酬として新株発行によるもの19,920株、新株予約権の行使によるもの14,400株であります。
2. 普通株式の発行済株式総数の減少16,016,600株は、自己株式の消却によるものであります。

3. 自己株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	16,018,103	－	16,016,600	1,503

(注)自己株式の減少16,016,600株は、自己株式の消却によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,117	27	2025年3月31日	2025年6月26日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	3,118	27	2025年9月30日	2025年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	配当金の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	3,234	28	2026年3月31日	2026年6月26日

5. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 363,000株

V. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループは、ジェネリック医薬品を卸売業者、販売会社及び小売業者等の顧客に販売することで専ら収益を認識しております。製品及び商品の販売に係る収益は、製品及び商品に係る支配が顧客に移転した時点で認識されます。一定期間にわたり収益を認識する顧客との契約はありません。

当社グループの薬効別売上収益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

薬効別分類	金額
循環器官用薬	45,796
中枢神経系用薬	28,140
その他の代謝性医薬品	24,955
消化器官用薬	22,310
血液・体液用薬	19,778
抗生物質製剤	9,384
アレルギー用薬	8,913
呼吸器官用薬	7,613
ビタミン剤	7,223
腫瘍用薬	6,787
化学療法剤	5,984
泌尿生殖器官及び肛門用薬	5,406
その他	9,385
合計	201,676

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 6. 会計方針に関する事項（4）収益の認識基準」に記載のとおりであります。

3. 契約残高

報告期間の末日に顧客から受領した前受金及び未実行の履行義務はないことから、当社グループは契約負債を認識しておりません。

報告期間の末日において、連結財政状態計算書の「売上債権及びその他の債権」に含まれる売上債権は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
売上債権	51,188

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、流動性リスク及び市場リスク)にさらされております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、顧客又は金融商品の取引相手が契約上の義務を履行しないことにより損失を被るリスクをいい、主として当社グループの売上債権及び契約資産から生じます。

当社グループでは、新規顧客の信用力を個別に又は一定の顧客グループに区別して調査するという管理方針を採用しております。さらに、顧客の信用力は継続的にモニターされ、当社グループの信用リスク管理方針に従い、予想信用損失引当金の評価に反映しております。

② 流動性リスク管理

流動性リスクとは、支払期日に支払うという金融負債の義務を当社グループが履行できないリスクであります。当社グループは資金計画を適時に作成、更新することにより、社債及び借入金の流動性リスクの低減を図っております。

③ 市場リスク管理

市場リスクとは、為替、金利及び株価といった市場価格の変動リスクであり、当社グループの収益又は保有する金融商品の価値に影響を及ぼすものです。市場リスク管理の目的は、市場リスク・エクスポージャーを許容範囲内に管理しながら、リターンを最大化することにあります。

(1) 為替リスク

外貨建ての仕入債務（主として米ドル建て）について為替の変動リスクに晒されております。当社グループは、リスク管理方針に基づき米ドル建ての外貨預金を活用することにより為替リスクのエクスポージャーをヘッジしております。

(2) 金利リスク

社債及び長期借入金の金利は、支払金利の変動リスクを避ける目的での固定金利調達を主としておりますが、一部は変動金利での調達であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 株価変動リスク

当社グループは特定の会社の株式を保有しており、市場価格リスクに晒されております。当該株式は、顧客又は他の取引先との関係を考慮し、経営戦略の一環として取得されたものです。当社グループは、戦略面及び財務面の観点から保有の合理性を取締役会で定期的に検証し、株式保有を必要最小限にしております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

① 公正価値の算定方法

(i) 株式

市場性のある株式の公正価値は市場価格を用いて測定しております。活発な市場が存在しない株式は、純資産価額や当該投資先が保有する主要な資産等の定量的な情報を総合的に考慮した適切な方法により、公正価値を測定しております。

(ii) 社債及び借入金

これらの公正価値は、元利金の合計額について同様の新規資金調達を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

(iii) 条件付対価

企業結合による条件付対価は、適切な評価方法を用いて将来の支払額について、その発生確率を加味した現在価値により算定しております。

② 公正価値の階層(公正価値ヒエラルキー)

公正価値で計上される金融商品を評価方法ごとに分析した表は、次のとおりであります。

それぞれのレベルは、以下のように定義付けられております。

レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格(調整前の価格)

レベル2：レベル1に含まれる市場価格以外の、資産・負債について直接的(すなわち価格として)又は間接的(すなわち価格に起因して)に観察可能なインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかない資産・負債についてのインプット(観察不能なインプット)

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。

連結計算書類

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額及び公正価値は、次のとおりであります。なお、連結財政状態計算書において、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が近似している金融商品は、以下の表に含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融負債		
借入金	77,636	76,701
社債	27,387	26,843
合計	105,023	103,544

上記以外の金融資産及び金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しております。
なお、社債及び借入金の公正価値のレベルはレベル 2 であります。

連結計算書類

連結財政状態計算書において公正価値で認識されている金融商品のレベル別内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する資本性金融商品				
株式	2,265	－	1,977	4,242
純損益を通じて 公正価値で測定する金融資産				
条件付対価	－	－	125	125
合計	2,265	－	2,102	4,368
金融負債				
純損益を通じて 公正価値で測定する金融負債				
条件付対価	－	－	887	887
合計	－	－	887	887

レベル間の振替が行われた金融商品はありません。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	1,546円13銭
2. 基本的1株当たり当期利益	
継続事業	99円90銭
非継続事業	△9円51銭
基本的1株当たり当期利益	90円39銭

Ⅷ. 非継続事業

(1) 非継続事業の概要

当社は、2024年1月16日開催の取締役会において、当社が保有する米国事業の持株会社であるSAHの全株式、並びにその傘下にあるSALの当社持分とUSLの持分を、SALへの共同出資者であるSCOAとともに、Boralに譲渡することを決議し、同日付で当該契約を締結いたしました。

これにより、米国事業に関する損益を非継続事業に分類しております。

(2) 非継続事業の損益

(単位：百万円)	
	金額
非継続事業の損益	
収益	—
費用（注1）	△1,458
非継続事業からの税引前当期利益（△損失）	△1,458
法人所得税費用（注2）	359
非継続事業からの当期利益（△損失）	△1,098
非継続事業からの当期利益（△損失）の帰属	
親会社の所有者	△1,098
非支配持分	—
合計	△1,098

(注) 1. 費用には、米国事業を譲渡したことによる関係会社株式売却損1,458百万円含まれております。
(注) 2. 法人所得税費用には、米国事業を譲渡したことによる関係会社株式売却損益に関連する税金費用が△359百万円含まれております。

Ⅸ. 企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	FrontAct株式会社
事業の内容	医療機器製造販売業等

(2) 企業結合を行った理由

当社グループは主力のジェネリック医薬品事業に加え、中長期でのさらなる持続的な成長を目指し、デジタルヘルスケアなどの新規事業に取り組んでおります。FrontActは、ヘルスケアに関する種々の課題に対して、デジタル技術を用いた新たなソリューションを提供しており、生体信号処理技術と疾患予測アルゴリズムを用いた事業開発に強みを有しております。FrontActを当社グループに加えることにより、製品ラインアップの拡大とともに専門人材やノウハウを獲得し、事業基盤の一層の強化を図るべく同社を買収いたしました。

(3) 被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とする株式の取得

(4) 取得日

2025年6月30日

(5) 取得した持分比率

100%

2. 取得対価及びその内訳

現金	500百万円
条件付対価	920百万円
合計	1,420百万円

取得対価のうち0百万円を被取得企業の株式として、1,420百万円を被取得企業に対する貸付債権として認識しております。

3. 取得関連費用

取得関連費用は、当連結会計年度において「販売費及び一般管理費」として25百万円計上しております。

4. 取得資産及び引受負債の公正価値、並びにのれん

(1)企業結合日における資産及び負債の公正価値

(単位：百万円)

取得資産及び引受負債の公正価値	金額
流動資産	461
非流動資産	1,157
資産合計	1,618
流動負債	1,566
非流動負債	94
負債合計	1,660

(2)発生したのれんの金額

のれんの金額 13百万円

(注) 1. 当連結会計年度末において、取得日における識別可能資産及び負債の公正価値を算定し、取得対価の配分が完了しております。

(注) 2. のれんの内容は、主に期待される将来の収益力に関連して発生したものであります。

5. 条件付対価

条件付対価は、一定期間において被取得企業の業績が一定の金額を達成した場合に支払われるものであり、契約上最大で950百万円（割引前）を支払う可能性があります。

6. 当社グループに与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結純損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	111,205	流動負債	10,658
現金及び預金	1,602	短期借入金	2,000
貯蔵品	0	1年以内返済予定長期借入金	6,845
前払費用	23	未払金	1,209
未収収益	806	未払費用	228
短期貸付金	100,250	未払法人税等	84
未収入金	3,100	賞与引当金	227
1年内回収予定長期貸付金	10,000	役員賞与引当金	26
未収還付法人税等	0	株式報酬引当金	25
その他の貸倒引当金	1	その他	14
	△4,577		
固定資産	154,808	固定負債	84,051
無形固定資産	9	社債	27,500
ソフトウェア	8	長期借入金	49,961
その他の投資	1	損害補償損失引当金	6,590
投資その他の資産	154,800	負債合計	94,708
投資有価証券	636	(純資産の部)	
関係会社株式	123,986	株主資本	170,846
長期貸付金	27,500	資本金	10,079
繰延税金資産	2,676	資本剰余金	130,479
その他	2	資本準備金	10,079
		その他資本剰余金	120,400
		利益剰余金	30,291
		その他利益剰余金	30,291
		繰越利益剰余金	30,291
		自己株式	△3
		評価・換算差額等	46
		その他有価証券評価差額金	46
		新株予約権	413
資産合計	266,013	純資産合計	171,305
		負債及び純資産合計	266,013

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
営 業 収 益			
経 営 指 導 料 収 入		1,867	
関 係 会 社 受 取 配 当 金		19,268	
業 務 受 託 料 収 入		732	21,867
営 業 費 用			
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,184	3,184
営 業 利 益			18,684
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金		1,020	
そ の 他		22	1,042
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		903	
そ の 他		45	948
経 常 利 益			18,778
特 別 利 益			
関係会社株式売却損失引当金戻入益		77	77
特 別 損 失			
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		2,556	
損 害 補 償 損 失 引 当 金 繰 入 額		1,993	4,550
税 引 前 当 期 純 利 益			14,305
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△1,896	
法 人 税 等 調 整 額		1,337	△559
当 期 純 利 益			14,864

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	10,053	10,053	153,400	163,453	21,662	21,662
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	8	8		8		
剰 余 金 の 配 当					△6,235	△6,235
当 期 純 利 益					14,864	14,864
自 己 株 式 の 消 却			△33,000	△33,000		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
株 式 報 酬 取 引	18	18		18		
当 期 変 動 額 合 計	26	26	△33,000	△32,974	8,629	8,629
当 期 末 残 高	10,079	10,079	120,400	130,479	30,291	30,291

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△33,003	162,166	△51	△51	428	162,543
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		15			△15	0
剰 余 金 の 配 当		△6,235				△6,235
当 期 純 利 益		14,864				14,864
自 己 株 式 の 消 却	33,000	－				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			96	96		96
株 式 報 酬 取 引		37				37
当 期 変 動 額 合 計	33,000	8,681	96	96	△15	8,762
当 期 末 残 高	△3	170,846	46	46	413	171,305

注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式…………… 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等… 移動平均法による原価法

市場価格のない株式等以外のもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役 員 賞 与 引 当 金… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 損害補償損失引当金… 損害補償に係る将来の損失に備えるため、当該損失の発生額を個別に見積って計上しております。

(5) 株 式 報 酬 引 当 金… 株式交付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式交付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の収益は、子会社からの経営指導料、業務受託料及び関係会社受取配当金となります。

経営指導にかかる契約については、当社の子会社に対し経営に関する指導、助言等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、指導、助言等を受けた当社の子会社が収益を計上するにつれて充足されるものであり、当社子会社の利益に一定の料率を乗じた金額を収益として計上しております。

子会社業務の受託にかかる契約については、子会社との契約内容に応じた受託業務を提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、一定の期間にわたって収益を計上しております。

関係会社受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 繰延税金資産の評価

(1) 当事業年度に係る計算書類における計上額：繰延税金資産 2,676百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「Ⅰ. 5. 重要な会計上の見積り、判断及び仮定」にて記載しているため、記載を省略しております。

2. 損害補償損失引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類における計上額：損害補償損失引当金 6,590百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社においては、訴訟により発生する損失に関する第三者との契約に基づく要補償額を経過状況に基づき合理的に見積り計上しておりますが、判決等の結果によっては見積額と実際の損失額に乖離が生じ、その場合には翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	114,028 百万円
長期金銭債権	27,500 百万円
短期金銭債務	2,561 百万円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	21,867百万円
営業費用	107百万円
営業取引以外の取引高	1,064百万円

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の総数

普通株式 1,503株

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	6,188 百万円
損害補償損失引当金	2,074
貸倒引当金繰入限度超過額	1,440
株式報酬費用	130
賞与引当金	72
減価償却超過額	39
その他	110
繰延税金資産小計	10,053
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,656
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,700
繰延税金資産合計	2,697
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△21 百万円
繰延税金負債合計	△21
繰延税金資産の純額	2,676

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	沢井製薬株式会社	直接 100.0	経営指導 不動産賃借 役員の兼任 業務受託 資金の貸付	経営指導	1,819	未収入金	398
				業務受託	686	未収入金	71
				資金の貸付	41,000	短期貸付金	83,500
						長期貸付金	27,500
				利息の受取	842	未収利息	684
子会社	トラストファーマテック株式会社	直接 100.0	経営指導 役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	3,500	短期貸付金	16,000
						長期貸付金	10,000
				利息の受取	157	未収利息	121

- (注) 1. 当社はグループの経営効率向上のために経営管理にかかる役務及び便益を提供しております。経営指導料等については、当社の経営指導運営コストを基礎として両者協議の上、一定の料率を決定しております。
2. 当社は、子会社との間で締結した「金銭消費貸借契約書」に基づき、グループファイナンスとして資金の貸付及び借入を行っており、取引金額は当事業年度における純増減額を記載しております。また、利息については、市場金利を勘案して決定した利率に基づき支払及び受取を行っております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,479円77銭
2. 1株当たり当期純利益 128円72銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

サワイグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小池 亮介
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 慧史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サワイグループホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、サワイグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による

重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

サワイグループホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小池 亮介
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 慧史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サワイグループホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

サワイグループホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 坪 倉 忠 男 ㊞

監査等委員 谷 口 悦 子 ㊞

監査等委員 Nose Yukiyo ㊞

- (注) 1. 監査等委員 谷口悦子及びNose Yukiyoは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、2025年6月25日に開催の第4回定時株主総会の決議を以って、同日付で監査等委員会設置会社に移行したため、2025年4月1日から2025年6月25日の定時株主総会終結の時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

我が国においては、2021年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太方針）において、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取組を進めるとともに、後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする」とされたのをはじめ、2022年4月の診療報酬改定では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のさらなる使用促進を図る観点から、ジェネリック医薬品の調剤割合が高い薬局や使用割合が高い医療機関に重点を置いた評価の見直し等が行われました。

さらに2024年9月の社会保障審議会医療保険部会では、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」が改訂され、数値目標として、「主目標：医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上（旧ロードマップから継続）」「副次目標①：2029年度末までに、バイオシミラーが80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上」「副次目標②：後発医薬品の金額シェアを2029年度末までに65%以上」が掲げられております（2024年9月の薬価調査における後発医薬品の金額シェアは62.1%）。また、2024年10月からは、ジェネリック医薬品のある長期収載品を患者さんが希望される場合は追加で患者負担を求める「選定療養」制度が導入され、これによりジェネリック医薬品の使用がさらに進んでいます。その結果、2025年9月の政府の薬価調査（速報値）による最新のジェネリック医薬品の数量シェアは88.8%となっています。その一方で、2020年末の準大手ジェネリック医薬品企業の製造する医薬品での健康被害の発生や、その後の大手ジェネリック医薬品企業を含む複数のジェネリック医薬品企業による薬機法違反を契機として、医薬品全体において供給不安が生じております。このような状況の下、2022年8月から始まった厚生労働省の「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」では、医薬品の流通、薬価制度、ジェネリック医薬品産業の構造上の問題などについて幅広い議論が行われました。その成果として、2024年5月には「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造のあり方に関する検討会」報告書がまとめられ、6月には政府方針である「経済財政運営と改革の基本方針2024」（骨太方針）において「足下の医薬品の供給不安解消に取り組むとともに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品業界の理想的な姿を見据え、業界再編も視野に入れた構造改革を促進し、安定供給に係る法的枠組みを整備する」と明記されました。

これを受け、令和7年度薬価改定においては、国民負担軽減の観点に加えて、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保への対応の観点から、品目ごとの特性に応じた改定対象範囲が設定されての改定や最低薬価の引き上げが行われました。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太方針）においても、少量多品目構造の解消に向けた後発医薬品業界の再編推進が記載されるなど、後発医薬品の安定供給に向けた具体的な取り組みが示されています。

こうした中、後発医薬品の非効率な生産体制からの脱却を目指し、生産性向上に取り組む企業への「後発医薬品製造基盤整備基金」や、安定供給体制を確保するための法的枠組みの整備も進められています。また、2026年度薬価改定においては、オーソライズド・ジェネリック医薬品の収載時薬価を先発医薬品と同額とする制度が導入されました。これにより、新規参入時の供給計画の精度向上等を通じた安定供給への寄与が期待されています。

このような環境におきまして、中計の下、ジェネリック医薬品業界のリーディング・カンパニーとして、信頼される企業基盤の確立に努めつつ、当社では、社会インフラとして持続的に社会に貢献することを目指し、「着実な成長」と「ビジネス持続性の確立」に取り組んでおります。

品質管理面においては、製造管理・品質管理基準（GMP）を遵守した原薬の品質の確保、製造工場でのGMP遵守の恒常的確認による品質管理体制、国際基準であるPIC/S-GMPに基づく製造管理・品質管理を行う等の取組を行ってまいりました。また、2022年3月期には医療関係者の皆様が安心してご使用いただけるよう、製品の製剤製造企業に関する情報と原薬製造所の監査に関する情報を公開し、「沢井製薬の品質に対する取組紹介動画」を公開する等の取組を行ってまいりました。しかしながら、九州工場で製造するテプレノンカプセル50mg「サワイ」の安定性モニタリングの溶出試験において、不適切な試験が継続的に行われていたことが判明し、2023年12月に厚生労働省、大阪府及び福岡県から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」違反を理由とする行政処分を受けました。当該不適切試験が継続して実施されてきた原因について、人的要因に起因する間

題として、①安定性モニタリングを軽視する風潮の蔓延、②上司の指示に疑問を持たずに従う傾向、③試験関与者のGMPに対する理解の欠如が、物的要因に起因する問題として、①品質管理・品質保証の観点からの実効的な監督体制の不備、②試験記録管理の不十分さ、③試験を担当する品質管理部の業務過多及び人員不足が挙げられます。信頼の回復に向けた再発防止策として、①社長直轄の企業風土改革プロジェクトの立ち上げ、②既存上市品の製造面及び品質面での再評価とその対策実施、③全従業員に対するGMP教育の再実施や、管理職・監督職の責任の明確化、工場の品質管理部門、品質保証部門への社内外からの人材確保推進などの生産本部における再発防止策の実施に一元となって取り組んでおります。また、2024年12月には発がん性物質「ニトロソアミン類」の分析研究に特化した「神戸分析研究センター」を開設し、製剤中にごく微量に含まれる可能性のある「ニトロソアミン類」を対象として、試験法開発難易度の高い品目や分析優先度の高い品目の試験法開発及び実測を行うとともに、社外分析受託会社や社内分析部門に試験法の技術移転を進めていく予定です。

生産・供給体制面においては、ジェネリック医薬品の需要拡大や供給不安、エネルギー価格や原材料価格が高騰する中、さらなる高効率・低コストを追求しており、既存の全国6工場それぞれの特徴を活かした生産効率のアップに取り組んでおります。それに加えて、2022年9月に、九州工場注射剤棟の竣工、並びに2024年7月に、第二九州工場の敷地内に最終的に35億錠の生産能力となる新たな固形剤棟が竣工し、引き続き体制の構築に取り組んでまいります。それらと合わせ、製造工程におけるトラブルを軽減し、安定供給に資するため、株式会社ヤマシタワークス、ユケン工業株式会社と共同で、粉末を固めて錠剤にする打錠工程で用いる製造部品を開発しました。この製造部品は汚れがつきにくい素材や加工を施しているため、打錠工程での製造トラブルを回避でき、製造効率の向上が期待できます。また、2022年3月期に開設・稼働した東日本第2物流センター、西日本第2物流センターを活用し、物流面での供給体制も強化しております。また、2024年6月には「後発品の安定供給に関連する情報の公表等に関するガイドライン」に従い、安定供給に関する情報開示を行う等、業界全体の安定供給体制構築に努めております。さらに、2025年9月には日医工株式会社と後発医薬品の品目統合等に向けた協業に合意し、後発医薬品業界全体の安定供給体制構築に努めております。

販売面においては、原価高騰への対応策として、生産効率のさらなる改善と並行し、低薬価品を中心に原価高騰に伴う影響分を価格に反映しております。また、12月には、「ダパグリフロジン錠」「ラコサミド錠・ドライシロップ」等を含む5成分9品目を発売しました。また、2025年3月には日本市場における経口抗凝固剤「ワーファリン」の権利をエーザイ株式会社から承継する契約を締結しました。循環器領域の製品ラインアップを拡充することで、当社ジェネリック医薬品とのシナジー効果を期待しております。

製品開発においては、「お薬を服用する時により飲み心地がよいと感じられるような技術、お薬をより効率的に製造できる技術など、お薬に付加価値をプラスし、製剤上のハーモニーを生み出す技術」の中から6つを選択し、5つの技術カテゴリに分け、それらのオリジナル製剤化技術を総称して「SAWAI HARMOTECH®」と名付け、公開しております。また、持続可能な社会の実現に向けた取り組みの一環として、当社が取り扱っている一部の医薬品の包装材料に、使用済みPETボトルを粉碎・洗浄し、高温で溶融・減圧・ろ過などの工程を経て、再び樹脂に戻すメカニカルリサイクルによって得られた「メカニカルリサイクルPETフィルム」を導入するなど、環境に配慮した取り組みを進めております。

また、治療アプリ（DTx）に関しまして、アルコール依存症を適応としたDTxについては2024年8月に販売ライセンス契約を株式会社CureAppとの間で締結し、2025年9月に販売を開始しました。アプリを通じて、デジタルヘルスケア領域での技術や知見の強化とともに、IT技術を活用したソリューションを直接、患者さん・医療従事者の皆様にお届けすることを目指してまいります。医療機器事業においては、2023年12月に片頭痛の急性期治療に用いる医療機器として、厚生労働大臣から製造販売承認を取得した非侵襲型ニューロモデュレーション機器「レリビオン®」を中心として取り組んでまいります。

この結果、当事業年度の業績につきましては売上高200,860百万円（前期比6.5%増）、営業利益22,027百万円（前期比13.0%減）、税引前当期純損失110百万円（前年同期は税引前当期純利益28,025百万円）、当期純利益875百万円（前期比95.5%減）となりました。

（2）重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

会社名	持株数	議決権比率	事業上の関係
サワイグループホールディングス株式会社	43,791千株	100%	経営指導・業務委託・資金の貸付及び借入等

② 親会社との間の取引に関する事項

(a) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との間で当該取引をするにあたっては、同社と協議の上、当社の利益を害することがないよう合理的な判断に基づき、公正かつ適正に取引条件を決定しております。

(b) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

取締役会としては、上記の対応により必要な措置が講じられていると判断しております。

(c) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる意見の場合の当該意見

当社は、社外取締役を置いていないため、該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

当社には、子会社はございません。

2. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	87百万円
公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の報酬	－
合 計	87

- (注) 1. 当社監査役は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 上記のほか、会計監査人と同一のネットワークに対する報酬はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役が互選した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。なお、記載内容は、2025年4月22日開催の取締役会決議に基づいております。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築してまいります。また、公正さと透明性の高い経営を実現していくにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実に重要な経営課題の一つと位置付け、「なによりも患者さんのために」という企業理念のもと、様々なステークホルダーに対して取るべき行動基準や各種社内規程に基づく企業活動を進めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i 「企業理念」及び「行動基準」の浸透活動であるM1プロジェクトを実施し、役職員挙げて「企業理念」及び「行動基準」に基づく業務運営に努めるとともに、法令及び社内規程の遵守を徹底する。
- ii コンプライアンス委員会を設置し、①コンプライアンス上の重要な事項の取締役会への報告、②企業倫理ヘルプラインに係る調査結果への対応及び③コンプライアンス向上施策の決定、進捗のモニタリングなどを行う。
- iii 「企業倫理ヘルプライン規程」に不正行為の通報及びそれに関する相談を適切に処理するための仕組みを定め、不正行為の未然防止、早期発見及び、是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資する。
- iv 社長直轄の経営監査室が内部監査を実施する。また、監査役は取締役の職務の執行を監査する。
- v 社内外に対する、一貫した信頼のおける会社情報の適時・適切な開示に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i 「文書管理規程」に基づき、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書その他の規程上保存すべき取締役の職務の執行に係る情報（電磁的記録を含む）を、定められた保存年限に基づき適正に保存する。
- ii 「インサイダー取引管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、職務上知り得た重要事実及び重要情報の管理に万全を期すとともに、特定個人情報及び個人情報については「特定個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程」に基づきその保護に努める。
- iii 情報セキュリティ委員会を設置し、情報資産に対する脅威及び脆弱性を踏まえたリスク分析、対策の実施、モニタリング及び改善を行うとともに情報セキュリティマネジメントの円滑な遂行を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメントの統括を行うとともに、その進捗管理及び評価を行い、継続的改善を図る。また、経営に影響を与えるリスクを洗い出し重要リスクを特定するとともに、各担当部門は各重要リスクについて対策を講じる。
- ii 品質及び安全性に関しては、「品質方針」及び「安全性方針」に基づき、効果的かつ適切な業務の遂行を行う。
- iii 緊急事態に対するリスクの管理に関しては、「危機管理規程」「災害BCP（事業継続計画）」等に基づき、危機発生時の被害の最小化及び早期の事業活動回復を図る。
- iv 財務報告に係るリスクに関しては、サワイグループホールディングスの内部統制委員会において決定された方針に沿って、各部門プロセスオーナーの内部統制に係る整備・運用の統括を行うとともに、グループ経営監査室がその評価を行う。
- v 正々堂々とした業務運営、不明朗取引の排除を徹底するとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては警察等関係行政機関及び顧問弁護士等と連携し、毅然とした態度で臨む。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行役員制度を導入する。
- ii 取締役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款に定める事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監督を行う。また、経営会議を毎月1回以上開催し、重要事項に関する執行方針を審議する。
- iii サワイグループホールディングスの中期経営計画に基づく各本部の事業計画を策定し、サワイグループホールディングスのグループ戦略会議においてその進捗管理を行う。

- iv 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化・迅速化を図る。
 - v 経営上の諸問題に関し、必要に応じて弁護士その他の専門家から各種アドバイス等を受け、経営判断上の参考とする。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 企業集団の業務の適正性を確保するために、 サワイグループホールディングスの「グループ企業理念」及び「グループ行動基準」に基づき、子会社に対し、当社の「企業理念」及び「行動基準」の周知徹底を図る。
 - ii サステナビリティ委員会を設置し、単独又はグループサステナビリティ委員会と協働で、サステナビリティを巡る課題に対して取り組む事項について取締役会へ提言又は報告を行う。また、社内外のステークホルダーとの対話を通じて信頼関係を構築し、当社と社会のサステナビリティの両立を図る。
 - iii 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的及び適時に必要な報告を受け経営実態を把握するとともに、必要な助言及び指導を行う。
 - iv 経営監査室は、定期的に子会社監査を実施する。
 - iv 監査役は、子会社の情報収集に努め、取締役の子会社管理に関する職務の執行状況を監視する。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i 監査役が補助使用人を求めた場合、経営監査室のメンバーが兼務して対応する。
 - ii 監査役から指示された補助使用人としての業務については、取締役の指揮命令系統からは独立し、監査役に属するものとする。
 - iii 補助使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には、監査役は取締役会に対して必要な要請を行う。
7. 当社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。
 - ii 監査役は、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社の役職員に対しその説明を求めることができる。
 - iii 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - iv 取締役の不正行為の通報は、当社の役職員から監査役に行うものとし、通報者が不利な取扱いを受けないようにする。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i 経営監査室は、内部監査の計画及び結果について適時に監査役に報告するなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を保つものとする。
 - ii 監査役は、会計監査人との定期的な打合せ等を通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図り監査活動の効率化と質的向上を図る。
 - iii 監査役は、サワイグループホールディングスの監査役と相互に情報交換等緊密な連携を保つものとする。
 - iv 監査役が職務の執行上必要と認める費用については、請求により会社は速やかに支払うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① リスクマネジメント委員会を2回開催し、経営に影響を与えるリスクを洗い出し重要リスクの特定を図っております。
- ② コンプライアンス委員会を、外部識者として弁護士参加のもと、毎月開催し、企業倫理の浸透とコンプライアンス意識の向上を図りました。また、12月22日を全社コンプライアンスの日とし、コンプライアンス意識のさらなる向上のために、経営トップによる講話やコンプライアンス意識調査などを実施いたしました。そのほかにも、全社員を対象に薬機法、GMP、GQPを含むコンプライアンスに関するeラーニングを行ったほか、3月には安全保障輸出管理規程を施行しました。
- ③ 情報セキュリティ委員会を4回開催するとともに、「情報セキュリティ管理規程」に基づいた人的・技術的・物理的情報セキュリティ対策や、社員教育を実施のほか、情報セキュリティに関する定期的な外部アセスメントの実施等、情報漏えいの防止を目的とした対策の強化を図っております。
- ④ 品質および安全性に関する業務を効果的かつ適切に遂行するため、「沢井製薬品質方針」および「沢井製薬安全性方針」に基づき、法令遵守とコンプライアンスの徹底に向けた継続的な教育を実施しました。また、医薬品品質システム（ICH Q10）に基づくマネジメントレビューの仕組みを抜本的に見直し、技術移転・生産・信頼性保証の各活動における実績評価と課題抽出、対策の策定をマネジメント（社長、会長）報告含め半期ごとに行い全社的な継続的改善を推進しました。なお、2025年12月22日に実施した2025年上期マネジメントレビューにおいて品質方針については「有効に機能しており見直し不要」と評価し、2025年度の改定は行わず、2026年度以降にその要否をあらためて確認、検討することと判断しました。
- ⑤ サステナビリティ委員会を4回開催し、中期経営計画期間中のサステナビリティ目標の進捗確認、人権eラーニング、アドプトフォレスト活動、「非財務情報管理規程」の施行、「社会貢献活動方針」及び「サワイグループ環境ポリシー」等に関する審議を行ったほか、地球環境チーム、社会貢献チームが行うサステナビリティを巡る課題への対応又は取り組みを指示・支援するとともに取締役会への報告・提言を実施いたしました。
- ⑥ 「危機管理規程」及び「災害BCP」に基づき、社員の安否確認等災害を想定した訓練の実施や災害備蓄品を全拠点に備置する等の取り組みを行っております。
- ⑦ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案し、策定した実施計画に基づいた内部統制評価を行っております。
- ⑧ 取締役会を17回開催し、法令・定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、法令等への適合性及び業務の適正性の観点から審議しております。また、経営会議において取締役会に付議する重要事項や、月次の経営成績の分析・対策を検討しております。
- ⑨ 会議を通じて「企業理念」、「行動基準」及び経営方針の徹底を図っております。また、少なくとも毎年1回以上、諸規程の見直し及び社内周知により、業務の適正及び効率的な業務運営の確保を図っております。
- ⑩ 監査役は、重要な会議への出席、会計監査人との定期的な会合及び経営監査室との連携等を行うとともに、監査役協議会を14回開催し、監査方針・監査計画の決定及び内部統制システムの整備・運用状況の検討等を行いました。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産		188,009	流 動 負 債		146,703
現金及び預金		24,600	買掛金		24,246
受取手形		165	短期借入金		83,500
売掛金		45,277	未払金		28,208
電子記録債権		603	未払費用		1,552
商品及び製品		57,420	未払法人税等		1,615
仕掛品		23,256	預り金		3,083
原材料及び貯蔵品		35,165	賞与引当金		3,238
前払費用		496	役員賞与引当金		5
その他の当金		1,048	返金負債		1,155
貸倒引当金		△21	製品安全性評価引当金		90
			その他の		11
固 定 資 産		111,985	固 定 負 債		45,230
有形固定資産		90,699	長期借入金		40,500
建物		41,426	長期預り金		4,501
構築物		1,391	その他の		230
機械及び装置		28,014			
車両運搬具		63	負 債 合 計		191,933
工具器具備品		4,712			
土地		10,144	(純資産の部)		
建設仮勘定		4,943	株主資本		107,138
その他の当金		4	資本剰余金		41,219
無形固定資産		8,036	資本剰余金		41,542
製造販売承認権		4,050	資本準備金		41,542
ソフトウェア		2,041	利益剰余金		24,377
無形固定資産仮勘定		664	利益準備金		401
その他の当金		1,282	その他の利益剰余金		23,976
投資その他の資産		13,250	固定資産圧縮積立金		364
投資有価証券		2,184	繰越利益剰余金		23,612
繰延税金資産		10,501	評価・換算差額等		922
その他の当金		572	その他の有価証券評価差額金		922
貸倒引当金		△7			
資 産 合 計		299,994	純 資 産 合 計		108,060
			負債及び純資産合計		299,994

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2025 年 4 月 1 日から)
(2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		200,860
売 上 原 価		140,194
売 上 総 利 益		60,667
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		38,639
営 業 利 益		22,027
営 業 外 収 益		912
受 取 利 息 及 び 配 当 金	105	
そ の 他	808	
営 業 外 費 用		2,098
支 払 利 息	1,080	
そ の 他	1,018	
経 常 利 益		20,842
特 別 利 益		198
固 定 資 産 売 却 益	8	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	189	
特 別 損 失		21,149
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	16,757	
支 払 和 解 金	4,020	
減 損 損 失	112	
固 定 資 産 除 却 損	257	
固 定 資 産 売 却 損	2	
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△110
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,058	△984
法 人 税 等 調 整 額	△5,042	
当 期 純 利 益		875

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 剰 余 金		利益剰余金 合 計	
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	41,219	41,542	41,542	401	364	42,006	42,771	125,532
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当			-			△19,268	△19,268	△19,268
当 期 純 利 益			-			875	875	875
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-				-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△18,394	△18,394	△18,394
当 期 末 残 高	41,219	41,542	41,542	401	364	23,612	24,377	107,138

	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	750	750	126,282
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		-	△19,268
当 期 純 利 益		-	875
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	172	172	172
当 期 変 動 額 合 計	172	172	△18,221
当 期 末 残 高	922	922	108,060

注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法

（注）貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…… 定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役 員 賞 与 引 当 金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 製品安全性評価引当金……法制度の下で要求される製商品の安全性評価の実施に備えるため、将来実施する製商品のアセスメントに要するコストの発生見込額を計上しております。

5. 収益の計上基準

当社は、ジェネリック医薬品を、主に日本の卸売業者及び販売会社等に販売することにより収益を獲得しております。製品及び商品の販売に係る収益は、製品及び商品に係る支配が顧客に移転した時点で認識しております。製品及び商品に係る支配は通常、顧客が製品を受領した時点で移転されます。ただし、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間であるため、出荷時に収益を認識しております。認識される収益の金額は、製品及び商品と引き換えに受領が見込まれる対価を反映した金額に基づいております。

当該対価は、固定金額のほか変動対価も含まれております。変動対価は、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い場合にのみ認識しております。変動対価の主要な要素は次のとおりであります。

① 売上割戻

売上割戻とは、顧客に付与された、あらかじめ決定された販売数量の達成等の条件に応じて当社が支払うインセンティブ・プログラムであります。売上割戻は個別の契約合意事項に従い支払われます。売上割戻に係る負債は過去実績に基づいて見積もられ、関連する売上高が認識される時点で売上高から控除する形で計上されます。負債の見積りに用いる仮定には、翌期に適用される割戻率の推定が含まれます。貸借対照表上、売上割戻に係る負債は返金負債として表示されます。

② 返品

当社は、回収対象品などの一部製品及び商品の返品を受け入れております。返品に係る負債は、過去の返品率に請求金額を乗じた金額に基づき、販売から返品までのタイムラグ、取引先の保有する当社製品の見積在庫数量等の要因を勘案して見積られ、収益から控除する形で返金負債として認識されます。なお、返品される製品は原則として廃棄されるため、資産として認識しておりません。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

返金負債

- ・ 貸借対照表に計上した金額 1,155 百万円
- ・ 見積りの内容について理解に資するその他の情報

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益の計上基準」に記載のとおり、収益からは顧客に対する売上割戻及び返品見込額が控除されております。これらの控除額は関連する義務に対し見積られますが、報告期間における当該収益に係る控除額の見積りには判断が伴います。総売上高からこれらの控除額を調整して、純売上高が算定されます。

当該調整は見積りに基づくため、実際の発生額を完全に反映していない場合があります。将来の売上割戻の発生見込額は、顧客が期末日時点で保有する当社から購入した製商品残高に翌年度に顧客と合意すると見込まれる割戻率を乗じることにより見積られますが、当該割戻率は年度ごとの売上割戻の支払方針により影響を受けるため、その見積りに関する不確実性により、将来の期間において売上割戻に係る返金負債の帳簿価額に重要な修正が求められる結果となる可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	13 百万円
短期金銭債務	86,991 百万円
長期金銭債務	27,500 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

116,657 百万円

3. 偶発債務

(1) 債権流動化に伴う買戻義務	4,878 百万円
------------------	-----------

IV. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引以外の取引高（収入分）	128 百万円
営業取引以外の取引高（支出分）	3,347 百万円

2. 訴訟損失引当金繰入額

当社が被告となっていた特許権侵害訴訟における損害賠償命令に伴い、相手方に対する損害賠償金16,757百万円を訴訟損失引当金繰入額として計上しております。

3. 支払和解金

当社が被告となっていた特許権侵害訴訟における和解成立に伴い、相手方に対する和解金4,020百万円を支払和解金として計上しております。

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式数に関する事項

当事業年度末日の発行済株式数（普通株式）	43,791,339 株
----------------------	--------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 株主総会	普通株式	19,268	440	2025年3月31日	2025年7月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月25日開催の株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	配当金の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	832	19	2026年3月31日	2026年7月31日

VI. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報については、「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益の計上基準」を参照ください。

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、流動性リスク及び市場リスク)にさらされております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、顧客又は金融商品の取引相手が契約上の義務を履行しないことにより損失を被るリスクを

いい、主として当社の売上債権から生じます。

当社では、新規顧客の信用力を個別に又は一定の顧客グループに区別して調査するという管理方針を採用しております。さらに、顧客の信用力は継続的にモニターされ、当社の信用リスク管理方針に従い、貸倒引当金の評価に反映しております。

② 流動性リスク管理

流動性リスクとは、支払期日に支払うという金融負債の義務を当社が履行できないリスクであります。当社は資金計画を適時に作成、更新することにより、借入金の流動性リスクの低減を図っております。

③ 市場リスク管理

市場リスクとは、為替、金利及び株価といった市場価格の変動リスクであり、当社の収益又は保有する金融商品の価値に影響を及ぼすものです。市場リスク管理の目的は、市場リスク・エクスポージャーを許容範囲内に管理しながら、リターンを最大化することにあります。

〈1〉為替リスク

外貨建ての仕入債務（主として米ドル建て）について為替の変動リスクに晒されております。当社は、リスク管理方針に基づき米ドル建ての外貨預金を活用することにより為替リスクのエクスポージャーをヘッジしております。

〈2〉金利リスク

長期借入金の金利は、支払金利の変動リスクを避ける目的での固定金利調達を主としております。

〈3〉株価変動リスク

当社は特定の会社の株式を保有しており、市場価格リスクに晒されております。当該株式は、顧客又は他の取引先との関係を考慮し、経営戦略の一環として取得されたものです。当社は、戦略面及び財務面の観点から保有の合理性を取締役会で定期的に検証し、株式保有を必要最小限にしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末（2026年3月31日）における金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、155百万円です。また、貸借対照表において時価で測定する金融商品及び帳簿価額と時価が近似している金融商品は、以下の表に含めておりません。

（単位：百万円）

	帳簿価額	時価	差額
借入金	124,000	122,392	△1,608

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一資産・負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接的(すなわち価格として)又は間接的(すなわち価格に起因して)に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

借入金の時価は、元利金の合計額について同様の新規資金調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2に該当します。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

訴訟損失引当金繰入額	5,274 百万円
棚卸資産評価損	1,704
減価償却超過額	1,069
賞与引当金	1,019
貯蔵品	559
返金負債	362
建物除却損	200
前払費用	140
未払事業税	138
その他	846
繰延税金資産小計	11,309
評価性引当額	△217
繰延税金資産合計	11,091
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	△423 百万円
固定資産圧縮積立金	△167
繰延税金負債合計	△591
繰延税金資産の純額	10,501

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理および開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

IX. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	サワイグループ ホールディングス株式会社	直接 100.0	経営指導 不動産賃貸 役員の兼任 業務委託 資金の借入	経営指導料の支払	1,819	未払金	398
				業務委託	686	未払金	71
				資金の借入	41,000	短期借入金 長期借入金	83,500 27,500
				利息の支払	842	未払費用	684

- (注) 1. 当社は、経営効率向上のために親会社から経営管理にかかる役務及び便益の提供を受けております。経営指導料等については、親会社の経営指導運営コストを基礎として、両者協議のうえ一定の料率を決定しております。
2. 当社は、親会社との間で締結した「金銭消費貸借契約書」に基づき、グループファイナンスとして資金の貸付及び借入を行っており、取引金額は当事業年度における純増減額を記載しております。また利息については、市場金利を勘案して決定した利率に基づき受取及び支払を行っております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,467円62銭
2. 1株当たり当期純利益 19円97銭

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

沢井製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小池 亮介
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 慧史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、沢井製薬株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役協議会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利害を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

沢井製薬株式会社
常勤監査役 中上 繁和

以 上

監 査 報 告 書

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 78 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役協議会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利害を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026 年 5 月 18 日

沢井製薬株式会社
監査役 坪倉 忠男

以 上